

## あいちトリエンナーレ 2010

- ・テーマ 都市の祝祭 Arts and Cities
- ・開催期間 2010年（平成22年）8月21日（土）～10月31日（日）[72日間]
- ・会場等 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか
- ・来場者数 572,032人
- ・芸術監督 建畠 哲（国立国際美術館館長）

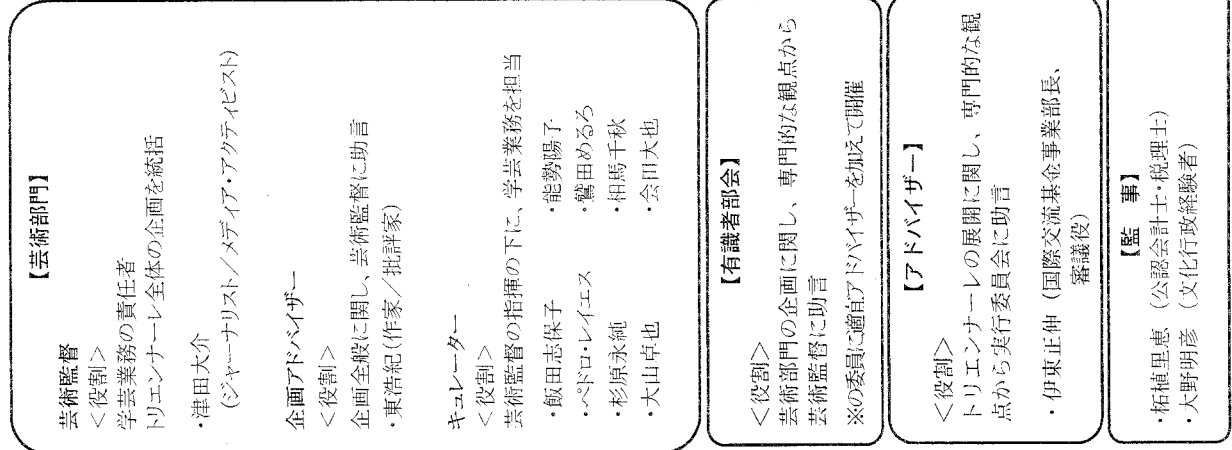
## あいちトリエンナーレ 2013

- ・正式名称 あいちトリエンナーレ 2013/Aichi Triennale 2013
- ・テーマ 揺れる大地－われわれはどこに立っているのか：場所、記憶、そして復活  
Awakening - Where Are We Standing? - Earth, Memory and Resurrection
- ・開催期間 2013年（平成25年）8月10日（土）～10月27日（日）[79日間]
- ・会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、長者町会場、岡崎会場
- ・来場者数 626,842人
- ・芸術監督 五十嵐太郎（東北大学大学院工学研究科教授（都市・建築学））

## あいちトリエンナーレ 2016

- ・正式名称 あいちトリエンナーレ 2016/Aichi Triennale 2016
- ・テーマ 虹のキャラヴァンサライ 創造する人間の旅  
Homo Faber : A Rainbow Caravan
- ・開催期間 2016年（平成28年）8月11日（木・祝）～10月23日（日）[74日間]
- ・主な会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか、  
豊橋会場、岡崎会場
- ・来場者数 601,635人
- ・芸術監督 港千尋（写真家・著述家 |  
多摩美術大学美術学部情報デザイン学科教授（映像人類学））

あいちトリエンナーレ実行委員会組織図（平成31年4月1日現在）



**【運営会議】**

<役割>  
意思決定機関。芸術監督選任、テーマ・コンセプト、事業計画、予算等決定

会長：愛知県知事  
会長代行：名古屋市長  
副会長：名古屋商工会議所会頭  
(一社)中部経済連合会会長  
委員：名古屋商工会議所専務理事  
(一社)中部経済連合会専務理事  
中日新聞社代表取締役社長  
日本放送協会名古屋放送局局長  
(独行)国際交流基金理事  
※ 愛知県立芸術大学学長  
※ 愛知芸術文化センター総長  
※ 愛知県県民文化局長  
名古屋市観光文化交流局長  
(公財)愛知県文化振興事業団理事長  
(公財)名古屋市文化振興事業団理事長  
※ 建昌 哲(多摩美術大学学長、2010芸術監督)  
※ 五十嵐太郎(東北大学大学院教授、2013芸術監督)  
※ 港 千尋(多摩美術大学教授、2016芸術監督)  
※ 加須屋明子(京都市立芸術大学教授)  
※ 中井康之(国立国際美術館副館長)  
※ 水野みか子(名古屋市立大学教授)  
※ 藤川 哲(山口大学教授)  
※ 川北真紀子(南山大学教授)  
※ 柴田伸子(柴田伸子事務所)

**【幹事会】**

<役割>  
実行委員会の円滑な運営を図るため、運営会議の下に設置

・愛知県県民文化局文化部長  
・名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部長  
・名古屋商工会議所総務管理部長  
・(一社)中部経済連合会企画部長  
・愛知芸術文化センター管理部長  
・(公財)愛知県文化振興事業団専務理事

**【顧問】**

<役割>  
実行委員会の運営に関し、会長の相談に応じる。

・愛知県議会議長  
・名古屋市長  
・愛知県市長  
・愛知県町村会長

**【参与】**

<役割>  
実行委員会の事業に関し、会長の相談に応じる。

・愛知県議会議長  
・名古屋市長  
・中京テレビ放送代表取締役社長  
・CBCテレビ代表取締役社長  
・テレビ愛知代表取締役社長  
・東海テレビ放送代表取締役社長  
・名古屋テレビ放送代表取締役社長  
・朝日新聞社名古屋本社代表  
・日本経済新聞社常務執行役員名古屋支社代表  
・毎日新聞社常務執行役員中部代表  
・読売新聞東京本社執行役員中部支社長  
・名古屋音楽大学学長  
・名古屋芸術大学学長  
・名古屋造形大学学長  
・愛知県小中学校長会会長  
・愛知県公立高等学校長会会長  
・名古屋私立小中学校長会会長  
・愛知県私立学協会会長  
・愛知芸術文化協会顧問  
・愛知県美術館館長  
・愛知県芸術劇場館長  
・名古屋美術館館長

# あいちトリエンナーレ実行委員会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 実行委員会は、事務所を愛知県名古屋市中区東桜一丁目13番2号に置く。

### (目的)

第3条 実行委員会は、あいちトリエンナーレ（以下「トリエンナーレ」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次に掲げる事項を達成することを目的とする。

- (1) 新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。
- (2) 現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。
- (3) 文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

### (事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) トリエンナーレの準備及び開催運営
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組 織

### (委員)

第5条 実行委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる職にある者
- (2) 若干名の学識経験者

2 前項第2号に規定する委員は、第12条第1項第1号に規定する運営会議（以下「運営会議」という。）の同意を得て会長が委嘱する。

### (役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 監事 2名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 会長代行は、名古屋市長をもって充てる。

4 副会長は、名古屋商工会議所会頭及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。

5 監事は、運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長代行とともに会長を補佐する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 実行委員会に、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として芸術監督を置く。

2 芸術監督は、運営会議において選任し、会長が委嘱する。

(顧問、芸術顧問及び参与)

第10条 実行委員会に、顧問、芸術顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問、芸術顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、実行委員会の運営に関し、会長の相談に応じる。

4 芸術顧問は、トリエンナーレの学芸業務に関し、会長及び芸術監督の相談に応じる。

5 参与は、実行委員会の事業に関し、会長の相談に応じる。

(アドバイザー)

第11条 実行委員会に、トリエンナーレの展開に関し専門的な観点から助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 運営会議

(2) 有識者部会

(3) 幹事会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(運営会議)

第13条 運営会議は、会長、副会長その他の委員をもって構成する。

2 運営会議は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

3 運営会議は、会長が召集する。

4 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

8 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。

9 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(有識者部会)

第14条 トリエンナーレの芸術部門の企画に関し、専門的な観点から芸術監督に助言を行うため、運営会議に有識者部会を置く。

- 2 有識者部会は、第5条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者及び同項第2号に規定する委員をもって構成する。
- 3 有識者部会に部会長を置き、第5条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、有識者部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、有識者部会を構成する委員のうちから部会長代理を指名することができる。部会長代理は、部会長不在のとき、その職務を代理する。
- 6 芸術監督は、有識者部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 7 前条第3項、第4項及び第9項の規定は、有識者部会について準用する。この場合において、それらの規定中「運営会議」とあるのは「有識者部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第15条 実行委員会の円滑な運営を図るため、運営会議の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事をもって構成し、それぞれ、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 第13条第3項から第9項までの規定は、幹事会について準用する。この場合において、それらの規定中「運営会議」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室に

置く。

- 3 事務局には、所要の職員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会 計

(経費)

第18条 実行委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成20年6月28日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の役員及び委員並びに顧問は、第5条及び第6条並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 実行委員会の設立当初の役員及び委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

### 附 則

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成20年10月14日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。



別表1（第5条関係）

区 分	職 名
委 員	愛知県知事
	名古屋市長
	名古屋商工会議所会頭
	一般社団法人中部経済連合会会長
	名古屋商工会議所専務理事
	一般社団法人中部経済連合会専務理事
	中日新聞社代表取締役社長
	日本放送協会名古屋放送局長
	独立行政法人国際交流基金理事
	愛知県立芸術大学学長
	愛知芸術文化センター総長
	愛知県県民文化局長
	名古屋市観光文化交流局長
	公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長
公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長	

別表2（第15条関係）

区 分	職 名
幹事長	愛知県県民文化局文化部長
幹事長代理	名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部長
幹 事	名古屋商工会議所総務管理部長
	一般社団法人中部経済連合会企画部長
	愛知芸術文化センター管理部長
	公益財団法人愛知県文化振興事業団常務理事

## あいちトリエンナーレ芸術監督選考委員会開催要領

### (目的)

第1条 あいちトリエンナーレ実行委員会規約第9条に定める芸術監督（以下「芸術監督」という。）を選考するため、あいちトリエンナーレ芸術監督選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 委員会は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）から選考条件の提示を受け、当該条件に適合する芸術監督を実行委員会に推薦する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7名程度で組織する。

2 委員は、次の各項に掲げる者のうちから実行委員会会長が委嘱する。

- (1) 実行委員会委員
- (2) 学識経験者
- (3) その他実行委員会会長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による推薦を終了した日をもって満了する。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は実行委員会会長が招集する。

- 2 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議の内容は、公開しない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から施行する。

## あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督の業務内容等について

### 1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、普及・教育）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報PRなど、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

### 2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

### 3 報酬及び活動費

月額 185,000円（源泉徴収税込）（平成29年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・関東地域のみ移動にかかる交通費
- ・関東地域における宿泊費

### 4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。

## 「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督の業務内容等について

### 1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、ラーニング）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報PRなど、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

### 2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

### 3 報酬及び活動費

月額 296,000円（源泉徴収税込）（平成30年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・活動地域内のみ移動にかかる交通費及び活動地域内の宿泊費

### 4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。

## 「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督の業務内容等について

### 1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、ラーニング）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報 PR など、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

### 2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

### 3 報酬及び活動費

月額 296,000円（源泉徴収税込）（平成31年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・活動地域内のみ移動にかかる交通費及び活動地域内の宿泊費

### 4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。

## あいちトリエンナーレ 2019 企画アドバイザーの業務内容等について

氏名：東 浩紀

### 1 業務内容

芸術監督に対し、以下の業務について助言等を行う。

- (1) テーマ・コンセプトの策定
- (2) アーティストの選定
- (3) その他企画全般

### 2 任期

平成29年8月9日から平成31年10月31日まで

### 3 報酬及び活動費

1 回目のお支払い 平成30年3月 (29年8月～30年3月分)

2 回目のお支払い 平成31年3月 (30年4月～31年3月分)

3 回目のお支払い 平成31年10月 (31年4月～同年10月分)

※ 活動地域は、南関東（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）とする。

※ ただし、トークイベントへの登壇など上記1の業務内容以外の業務については別途対応とする。

### 4 活動地域外の活動費

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」）の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。



## チーフ・キュレーター 業務仕様書

### 1 業務内容

- (1) 乙は、甲及び「あいちトリエンナーレ2019」芸術監督（以下「芸術監督」という。）の指示に従い、次の業務を行う。
  - ア 芸術監督を補佐し、「あいちトリエンナーレ2019」に関わる現代美術、舞台芸術及びラーニング等の各事業の全般的な調整を行うこと。
  - イ 上記(ア)の調整を行うため、キュレーターミーティングを主催すること。
  - ウ 作品プランや展示プランの調整などのキュレーション業務を行うこと。
  - エ 各種事業や記者発表を含む広報活動など、「あいちトリエンナーレ2019」における学芸部門全体について検討及び進行管理を行うこと。
  - オ 芸術監督、キュレーター及び甲との調整を行うこと。
  - カ 上記(ア)から(オ)の他、芸術監督を始め、甲関係者、キュレーター及び出品作家との調整において、チーフ・キュレーターの業務として必要と認められたこと。
- (2) 出品作家が作品を制作するにあたり、作品が第三者の著作権、肖像権、個人情報、その他の権利又は利益を侵害するもの、差別的な内容又は著しい偏見の表現を含むもの、事実に著しく反する内容を含むもの、鑑賞者に不快感を与えたり公序良俗に反する恐れがあるものと認められるとき及び作品の展示に際し、建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法等の観点から、これら法令・規則を管轄する行政機関との調整が必要と認められるときは、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

### 2 活動地域

乙の活動地域は名古屋市内とする。

## キュレーター 業務仕様書

### 1 業務内容

- (1) 乙は、甲、「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督（以下「芸術監督」という。）及びチーフ・キュレーターの指示に従い、次の業務を行う。
  - ア 作品制作及び輸送等の経費の決定などのために甲が主催するキュレーター会議に出席すること。
  - イ 展示プランを調整すること。
  - ウ 作品の規模及び形状並びに作品制作の経費について、甲、芸術監督及びチーフ・キュレーターと出品作家又はその代理人との間の情報交換を仲介すること。
  - エ 出品作家の訪日及び滞在の調整を行うこと。
  - オ 作品の展示に立ち会うこと。
  - カ シンポジウムや記者会見に出席するなど、「あいちトリエンナーレ 2019」の広報活動に協力すること。
  - キ オープニングセレモニーやレセプションなど、「あいちトリエンナーレ 2019」の公式行事に参加すること。
  - ク 「あいちトリエンナーレ 2019」のカタログの編集に協力すること。
  - ケ 出品作家に対する公的機関からの助成等支援について調査し、情報提供及び書類作成に協力すること。
- (2) 乙は、作品制作の経費が甲の提示する予算の範囲内に収まるように出品作家又はその代理人と調整するものとする。
- (3) 出品作家が作品を制作するにあたり、作品が第三者の著作権、肖像権、個人情報、その他の権利又は利益を侵害するもの、差別的な内容又は著しい偏見の表現を含むもの、事実に著しく反する内容を含むもの、鑑賞者に不快感を与えたり公序良俗に反する恐れがあるものと認められるとき及び作品の展示に際し、建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法等の観点から、これら法令・規則を管轄する行政機関との調整が必要と認められるときは、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

### 2 活動地域

乙の活動地域は以下のとおりとする。

- (1) 平成 31(2019)年 4月から同年 6月まで及び同年 9月  
石川県内
- (2) 平成 31(2019)年 7月及び 8月  
名古屋市内

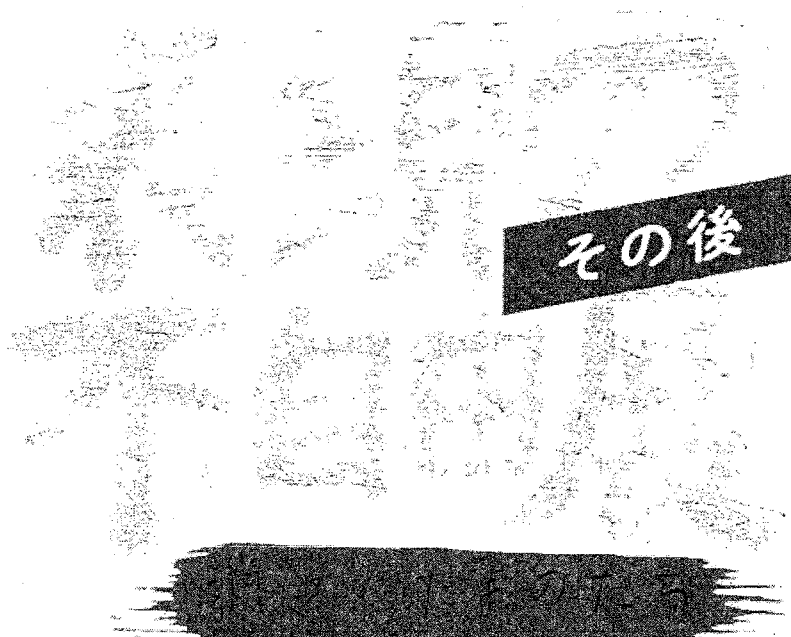
「あいちトリエンナーレ 2019」総事業費

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	計
負担金収入	47,652	130,008	823,246	1,000,906
県負担金（一財）	35,739	95,256	473,769	604,764
県負担金（基金繰入）			39,304	39,304
県負担金（協賛金）			12,149	12,149
県負担金（国庫等）		3,000	127,000	130,000
市負担金	11,913	31,752	171,024	214,689
事業収入			265,000	265,000
入場料収入等			196,000	196,000
助成金・協賛金収入等			69,000	69,000
収入合計	47,652	130,008	1,088,246	1,265,906
事業支出（内訳は仮置）	44,592	126,759	1,069,765	1,241,116
現代美術	26,409	59,600	657,186	743,195
舞台芸術		10,666	220,297	230,963
ラーニング		7,116	26,649	33,765
連携事業	9,514	9,996	76,528	96,038
ボランティア		2,800	21,006	23,806
広報PR	8,669	36,581	68,099	113,349
管理費支出	3,060	3,249	4,255	10,564
予備費			14,226	14,226
支出合計	47,652	130,008	1,088,246	1,265,906

【参考資料】 あいちトリエンナーレ2019 「表現の不自由展・その後」 出展作家  
（「表現の不自由展・その後実行委員会」WEBサイトより）

表現の不自由展・その後



© いちむらみさこ

## 表現の不自由展・その後

「表現の不自由展」は、日本における「言論と表現の自由」が脅かされているのではないかと強い危機意識から、組織的検閲や忖度によって表現の機会を奪われてしまった作品を集め、2015年に開催された展覧会。「慰安婦」問題、天皇と戦争、植民地支配、憲法9条、政権批判など、近年公共の文化施設で「タブー」とされがちなテーマの作品が、当時いかにして「排除」されたのか、実際に展示不許可になった理由とともに展示した。今回は、「表現の不自由展」で扱った作品の「その後」に加え、2015年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、同様に不許可になった理由とともに展示する。

## 出展作家

Artists



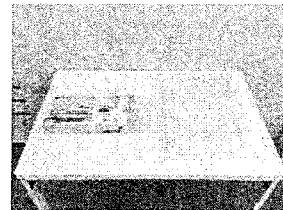
安世鴻  
AHN Sehong

重垂—中国に残された朝鮮人日本軍  
「慰安婦」の女性たち



大浦信行  
OURA Nobuyuki

運近を抱えて (4点組)



大橋藍  
OHASHI Ai

アルバイト先の香港式中華料理屋の  
社長から「オレ、中国のもの食わな  
いから。」と言われて頂いた、厨房  
で働く香港出身のKさんからの土産  
のお菓子



岡本光博  
OKAMOTO Mitsuhiro

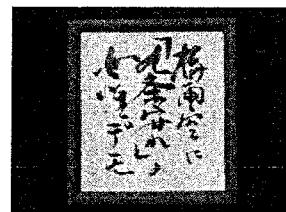
冠災のおそれあり



キム・ソギョン/キム・ウン  
ソン

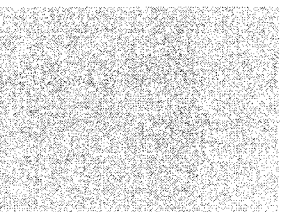
KIM Seo kyung, KIM Eun  
sung

平和の少女像



作者非公開  
Undisclosed author

9条俳句



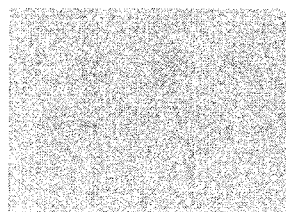
小泉明郎  
KOIZUMI Meiro

空気 #1



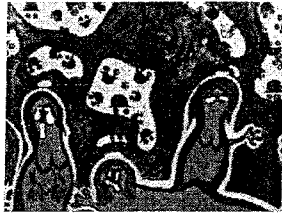
嶋田美子  
SHIMADA Yoshiko

洗われるべき顔



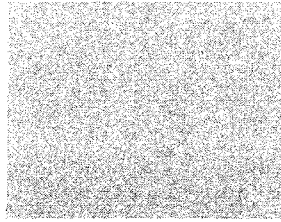
白川昌生  
SHIRAKAWA Yoshio

韓国朝鮮人強制連行追悼碑



趙延修  
CHO yonsu

僕わなければならぬこと



Chim ↑ Pom

気合い100連発



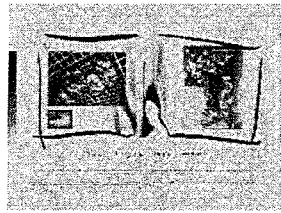
中垣克久  
NAKAGAKI Katsuhisa

時代の肖像—絶滅危機種 idiot  
JAPONICA 円環—



永幡幸司  
NAGAHATA Koji

福島サウンドスケープ

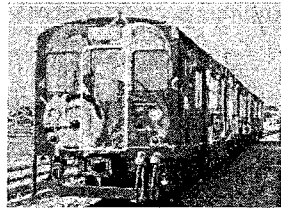


藤江民  
FUJIE Tami

Tami Fujie 1986 work



マネキンフラッシュモブ  
Mannequin Flash Mob



横尾忠則  
YOKOO Tadanori

ラッピング電車の第五号車「ターザン」など/暗黒舞踏派カルメラ商会

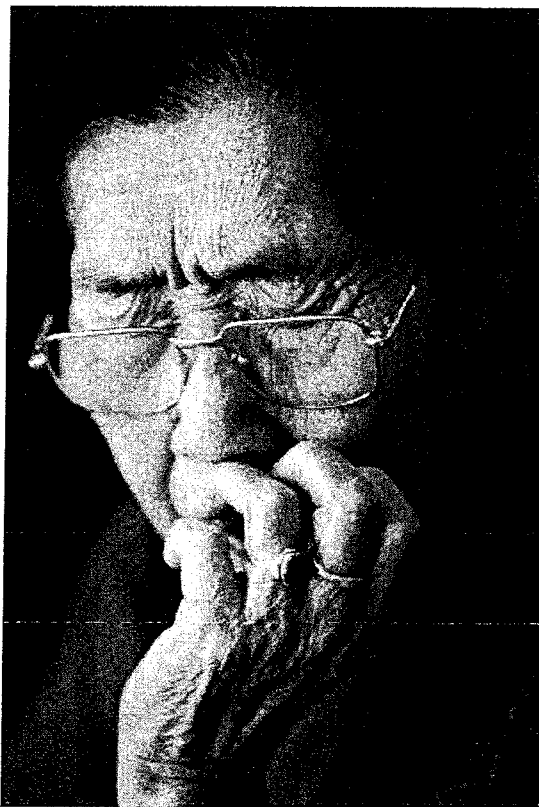


表現の不自由風・その後実行委員会



表現の不自由風・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



©AHN Sehong

## 安世鴻

AHN Sehong

### 重重—中国に残された朝鮮人日本軍「慰安婦」の女性たち

2012年

<Layer by layer – The survived Korean women who had been left in China – Japanese military sexual slavery>

1971年江原道（韓国）生まれ  
ソウル）拠点

韓国写真家・安世鴻アンセホンは、日本敗戦後、中国に置き去りにされた朝鮮人の日本軍「慰安婦」被害者たちを、2001年から5年かけて探し当て12人を写真に収めた。韓国伝統韓紙ハンシに焼きつけられたモノクロ写真は、印画紙とは異なる陰影と風合いがある。キャプションはなく、観る者はその表情、深く刻まれた皺、手の仕草、宮みまて目を凝らし、彼女たちの心の声に耳を澄ますことになる。息つかいまま聞こえてきそうな写真は、幾度も訪ね泣き笑い語り合い、日常の困り事を手伝い、撮影は滞在最後だけとした安世鴻から写し得たのではないかと。

この写真群は《<sup>じゅうじゅう</sup>重 重》として、2012年、世界的カメラメーカー・ニコンが運営する新宿ニコンサロンでの写真展が決定した。しかし開催1カ月前、ニコンが「諸般の事情」として一方的に中止通告。安の仮処分申請で実現した写真展には、同サロン史上最多7900名が来場した。

その後3年に及ぶ裁判で、写真展を非難する右派の抗議に対する、大企業ニコンの過度な「自主規制」が明らかとなり、2015年末、ニコンの不法行為を認め原告勝訴。私企業運営の施設でも、抗議を理由に安易に表現活動を中止してはならないという判決の意義は大きい。安は6カ国に存在する140名以上の被害者を探し出し、今も撮り続ける。

(岡本有佳)

In 2012, these photographs were to be exhibited as a solo exhibition titled *JU JU* at Shinjuku Nikon Salon, a venue run by the world-widely renowned camera manufacturer Nikon. However, a month before the opening, Nikon unilaterally announced the cancellation of the exhibition due to “various factors.” The exhibition ultimately was presented after AHN had applied for a provisional disposition, and counted a total of 7900 visitors, which became the highest record of the venue.

Later on, the trial that had taken three years revealed the excessive “self-restriction” by the major company Nikon in reaction to the protests towards the exhibition by right wings. In late 2015, the court admitted Nikon’s illegal behavior and AHN won the case. It became a noteworthy decision defining that activities of expressions should not be easily cancelled due to protests, even if a private company runs the facility. AHN has found over 140 victims living in six nations, and still photographs them today. (OKAMOTO Yuka)

---

## 主な発表作品

2018	重重 - 消せない痕跡2、ソウル市民庁(韓国)
2018	Trostlose Trostfrauen、ベルリン rk-Galerie(ドイツ)
2017	重重 - 消せない痕跡2、東京セッションハウス(日本)
2017	音がない記憶、済州島4.3平和財団(韓国)
2016	地球の記憶、多摩市平和展(日本)
2012	重重-中国に残された朝鮮人慰安婦の女性たち、東京 ニコンサロン(日本)

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会



## 表現の不自由展・その後



## 大浦信行

OURA Nobuyuki

## 遠近を抱えて（4点組）

1982～83年

Holding Perspective

1947年富山県（日本）生まれ  
川崎市（日本）拠点

本作は1975年から10年間ニューヨーク滞在中に制作され、1986年、富山県立近代美術館主催「86富山の美術」で展示される。1993年、大浦は制作の意図を次のように語った。

「自分から外へ外へ拡散していく自分自身の肖像だろうと思うイメージーションと、中へ中へと非常に収斂していく求心的な天皇の空洞の部分、そういう天皇と拡散していくイメージーションとしての自分、求心的な収斂していく天皇のイメージーション、つくり上げられたイメージーションとしての天皇と拡散する自分との二つの攻めぎあいの葛藤の中に、一つの空間ができて上がるのではないかと思ったわけです。それをそのまま提出することで、画面の中に自分らしきものが表われるのではないかと思ったのです。」(大浦信行「自分自身の肖像画として—作家の立場から」、1993年6月6日、富山近代美術館問題を考えるシンポジウム)

本作は展覧会終了後、県議会で「不快」などと批判され、地元新聞も「天皇ちやかし、不快」などと報道し、右翼団体の抗議もあり、図録とともに非公開となる。93年、美術館は作品売却、図録470冊全て焼却する。その後、6年越して争った作品公開と図録再版の裁判も敗訴する。2009年沖縄県立博物館・美術館「アトミックサンシャインin沖縄」でも展示を拒否されている。

事件後、大浦は映像作品のなかで「遠近を抱えて」の図像を繰り返し用いる。本展覧会を契機に制作された『遠近を抱えて PartII』においては、作品を燃やすシーンか戦争の記憶にまつわる物語のなかに挿入され、観る者に「遠近を抱える」ことの意味をあらためて問うものになっている。(小倉利丸)

After the exhibition had finished, the work was criticised as being “unpleasant” at a prefectural assembly, and local newspapers reported how it was “unpleasant, making fun of the emperor.” Right-wing parties made protests, and the work and catalogue became undisclosed. In 1993, the museum sold the work, and incinerated all 470 copies of the catalogue. Over six years, OURA fought for the artwork to be shown in public and the catalogue to be reprinted in court, however, lost the case. The work was also rejected to be exhibited in the exhibition Into the Atomic Sunshine in Okinawa, in Okinawa Prefectural Museum and Art Museum in 2009.

OURA has repeatedly used images of Holding Perspective in his video works since the incident. Holding Perspective Part II is a new work he created for this exhibition, which features a story related to the memory of war. Within the story, a scene of burning an artwork is inserted, which once again questions the viewers what it means to “hold a perspective” within oneself.

(OGURA Toshimaru)

---

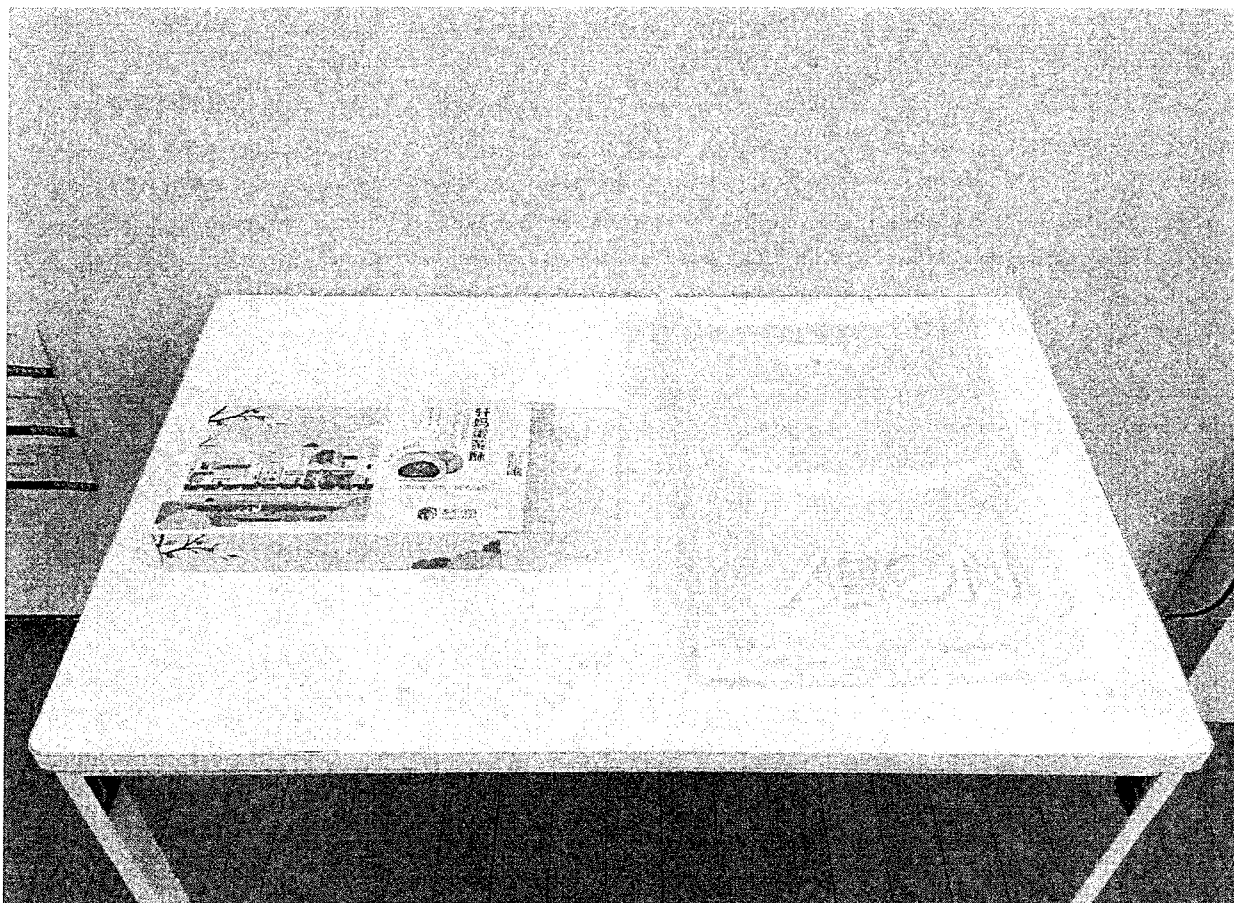
## 主な発表作品

1997	第2回エジプト国際版画トリエンナーレ展(エジプト)
1993	マストリッツ国際グラフィックビエンナーレ展(オランダ)
1989	バルナ国際版画ビエンナーレ展(ブルガリア)
1985	第16リュブリアナ国際版画ビエンナーレ展(スロベニア)
1987	第7回クラコウ国際版画ビエンナーレ展(ポーランド)

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



## 大橋藍

OHASHI Ai

アルバイト先の香港式中華料理屋の社長から「オレ、中国のものを食わないから。」と言われて頂いた、厨房で働く香港出身のKさんからの  
お土産のお菓子

テキスト、蛋黄酥、ビニール袋 2018

"K-who works in the kitchen- gave this candy to the Japanese manager of a Hong Kong style Chinese restaurant where I work, who gave it to me saying "I don't eat Chinese anyway".", Text, Egg Yolk Pastry, Plastic Bag (Japanese Supermarket AEON), 2018

1993年神奈川県生まれ

東京都拠点

長いタイトルを持つこの作品は二重構造を持っている。本来展示するはずだったかたち、そして検閲で変容したかたちである。

検閲とは、2018年に開催された五美大展(国立新美術館)でのこと。腐敗の恐れありと箱の中の菓子が出品禁止とされたが、一年経った後も腐敗せず、個別包装菓子へのこの懸念はいかにも過剰だったようだ。むしろ、ここから民族問題の主題の拒否が根底にあるとも憶測された。

美術表現では、作家の日常をあらわすため、行動の記録や関わったものなどの痕跡を呈示する手法がある。これは言葉通り即物的で、作家の主観的解釈を含まないだけに社会環境そのものを客観的に示すことできる。大橋には、他に米軍機が飛行する日常を捉えた映像作品《Birdwatching》がある。

料理店の社長は日本人だが、香港人スタッフの好意を拒絶することで、異民族への眼差しが透けて見える。しかしこれは一つの解釈でしかなく、別の見方もあろう。ここに本作の多義性の長所があり、見るもの自身の考えて差別について考えるよう誘う。同じように、検閲のプロセスと作家のアクションの資料により、作家は私たちかたよめのような閉じた社会に生きていくかも呈示する。

その答えは見るものの中にある。(アライ=ヒロユキ)

The censorship occurred at the *Gobidai-ten* (joint exhibition by five art universities) at National Art Center, Tokyo, in 2018. The candy inside a box was rejected to be exhibited as the organizer was concerned they may decay, however, was proved that their anxiety were excessive since the individually packed candies did not change at all after a year had passed. Instead, it triggered a speculation that ethnic issues could have been in the root of the rejection.

In the expression of art, there is a methodology of presenting archives of activities and/or traces of involvement of the artist in order to express their daily life. This method is practically real, as it can objectively present the social environment as is by excluding the subjective perspective of the artist. OHASHI also has a video work titled *Birdwatching* in which documents the everyday life of the US air-force daily flying above her.

The manager of the restaurant is Japanese, and his rejection of kindness by his Hong Kong staff might be showcasing his perspective towards different ethnics. However, this is probably only one way of seeing it, and there are many other ways of seeing as well. This is where the virtue of equivocality lies in this work, in how it guides the viewer to proactively think about discrimination from what they saw.

In the same way, the artist presents the process of censorship along with archives of the actions she had taken, and discloses the stagnated society we currently live in.

The answer lays in what we see. (ARAI Hiroyuki)

---

## 主な発表作品

- |      |  |
|------|--|
| 2019 | 「Tokyo Independent 2019」東京藝術大学 陳列館、東京                      |
| 2018 | 「前橋映像祭2018」mbf前橋文化服装専門学校アートスペース、群馬                         |
| 2018 | 「Ongoing Fes -Art Fair Ongoing 2018-」Art Center Ongoing、東京 |
| 2018 | 「第41回東京五美術大学連合卒業・修了制作展」国立新美術館、東京                           |

## 表現の不自由展・その後



## 岡本光博

OKAMOTO Mitsuhiro

## 落米のおそれあり

シャッターにウレタン塗料 2017

“Warning: Falling the United States”, shutter, urethane, 2017

1968年京都府生まれ。京都府拠点。

いまある世の秩序をかき乱し、常識に潜む罠を明らかにする。社会へのストレートな批判や分析でなく、ユーモアの方で岡本光博は社会のありように疑問の一石を投じる。社会制度は常に私たちが「これは正当である」という共通認識、いわは合意に支えられている。しかし、これは権力や情報メディアによってしはしは都合のいいように左右される。このイメージ操作の力を逆手に取るのか彼の手法だ。

彼には《ハツタもん》など、商品価値の高さという共通認識に支えられたフロントをしゃれのめし風刺する作品もある。この《落米のおそれあり》は人々が「触れるのをやめよう」と合意し、目をつふる社会的現実を絵解きて示す。

作品名は交通標識の「落石のおそれあり」をもしったもの。70年以上の歴史を経て沖縄の米軍基地は日常化している。たゞが落石と異なり、米軍機の墜落は人為的事故だ。自然現象とあえて対比させ、シャッターに描かれたグラフィティという公共メッセージとして事故の意味を問いかける。

本作は2017年の沖縄県うるま市の地域美術展、イチハナリアートプロジェクトに出品されたが、自治会長が「展覧会に相応しくない」と言い、市の判断で封印された。その後の新聞報道と地元の作家たちの抗議によって、最終日に一日だけ場所を移し再公開された。本作はその際にシャッターごと切り取られたものだ。(アライ=ヒロユキ)

One of OKAMOTO's representative series is titled **BATTA mon**, which sarcastically satirizes luxury brands supported by the common belief that they have high values. This work, titled **Warning: Falling the United States**, presents a pictorial diagram of the current social reality of continuous blindness and agreement of "not touching."

The title of this work is a pun of the road sign "falling rock." With a history of more than seven decades, the US military bases in Okinawa has become an everyday affair. However, a crashing of the US air-force is different from a falling rock, and is a man-caused accident. By making a comparison with a natural phenomenon and by presenting the work as a graffiti drew on a shutter, the work questions what the accident means as a public message.

This work was selected as part of the *Ichinari* art project in 2017, which is a regional art exhibition in Uruma, Okinawa. The leader of the community association commented however that "the work is inappropriate for the exhibition," and could not be exhibited. Later on, as a response to newspaper reportages and protests by the local artists, the work was returned on view for only the final day of the exhibition at a different location. This work currently on exhibit is the piece that was cut off from the storefront shutter on that occasion. (ARAI Hiroyuki)

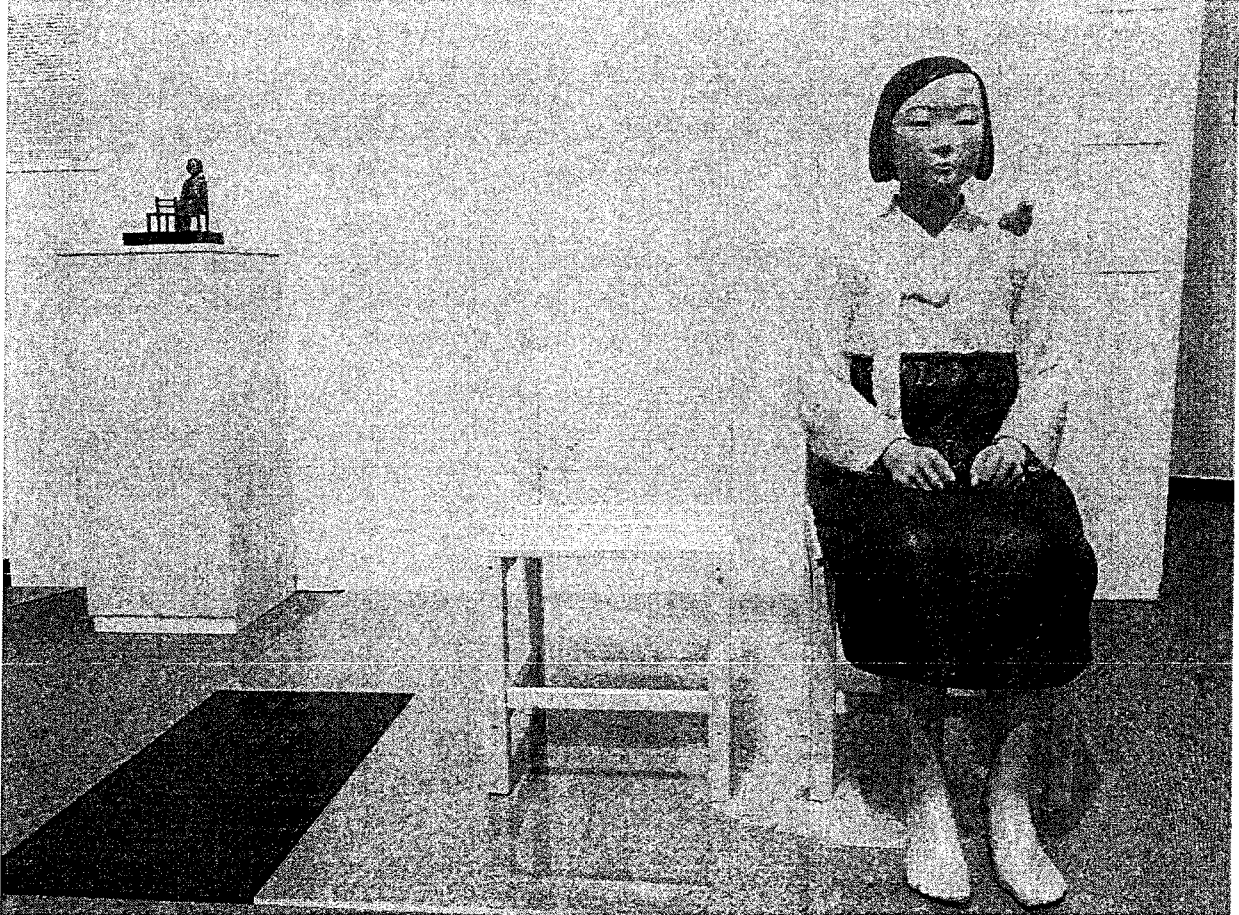
---

## 主な発表作品

2019	「セレブレーション」 Stary Browar, ポズナン(ポーランド)
2018	「Undisrememberable Curios」POST, ロサンゼルス(アメリカ)
2017	個展「THE ドザえもん展 TOKYO 2017」eitoeiko、東京
2017	「ラブラブショー-2」青森県立美術館、青森
2016	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩2016」兵庫
2015	「岐阜おおがきビエンナーレ 2015」ソピアホール、岐阜

表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



©KIM Seo kyung , KIM Eun sung

## キム・ソギョン/キム・ウンソン

KIM Seo kyung , KIM Eun sung

### 平和の少女像

2011年

Statue of Peace

キム・ソギョン(金曙炅)

1965年ソウル市(韓国)生まれ。ソウル(韓国)拠点。

キム・ウンソン(金運成)

1964年春川市(韓国)生まれ。ソウル(韓国)拠点。

本作の作品名は《平和の少女像》(正式名称「平和の碑」。「慰安婦像」ではない)。作者は、韓国の彫刻家キム・ソギョン-キム・ウンソン夫妻で、「民衆美術」の流れをくむ。民衆美術とは、1980年代の独裁政権に抵抗し展開した韓国独自のもので、以降も不正義に立ち向かう精神は脈々と継承されている。本作は「慰安婦」被害者の人権と名誉を回復するため在韓日

本大使館前で20年続いてきた水曜デモ1000回を記念し、当事者の意志と女性の人権の闘いを称え継承する追悼碑として市民団体が構想し市民の募金で建てられた。最大の特徴は、観る人と意思疎通できるようにしたこと。台座は低く、椅子に座ると目の高さが少女と同じになる。それは見事に成功し、人々の心を動かす公共美術パブリックアートとなった。今や《平和の少女像》は戦争と性暴力をなくすための「記憶闘争」のシンボルとして、韓国各地をはじめ、世界各地に拡散している。

一方日本政府はウィーン条約違反などとして在韓日本大使館前からの撤去・移転を求めているが、世界の判例や国際人権法の見地からの異論もあり、議論を呼んでいる。

2012年、東京都美術館でのJAALA国際交流展でミニチュアが展示されたが、同館運営要綱に抵触するとして作家が知らな  
いまま4日目に撤去された。戦中から現在までの長い年月、女性の一生の痛みを表ハルモニになった影、戦後も故郷に戻れず、戻っても安心して暮らせなかった道りを表す傷だらけて腫が浮いた足(これは韓国社会をも省察したもの)など本作の細部に宿る意味も重要だ。(岡本有佳)

Its largest feature is that the statue is designed so that the viewer can communicate with it. With the pedestal kept low, the viewer's eyesight comes at the same height as the girl when the viewer is on the chair. The artwork achieved exceptional success and made itself a public art that continues to move people's hearts. **Statue of Peace** has now become the symbol of the "struggle over memories" to eradicate war and sex crimes, and has spread over Korea as well as the world. On the other hand, the Japanese government has been announcing that the statute infringes the Vienna Convention and that the statue should be removed and relocated from the front of the Embassy of Japan in Seoul. However, objections against it have been raised based on global precedents and aspects from International Human Rights Law, and have caused a larger dispute.

In 2012, a miniature of the statue was exhibited at the **JAALA International Exchange Exhibition** held at the Tokyo Metropolitan Art Museum, however, was demolished on the fourth day of the exhibition without informing the artist, as the museum claimed it infringed the museum's operation outline.

Details depicted in this sculpture, such as the shadow of a halmeoni (old woman) indicating the life-long pain of the victims who had suffered for such a long time since wartime till today, as well as the heavily injured feet floating in air indicating how they could not return to their hometowns, or even if they did, how insecure their lives had been there (reflecting the Korean society as well), are truly significant as well. (OKAMOTO Yuka)

---

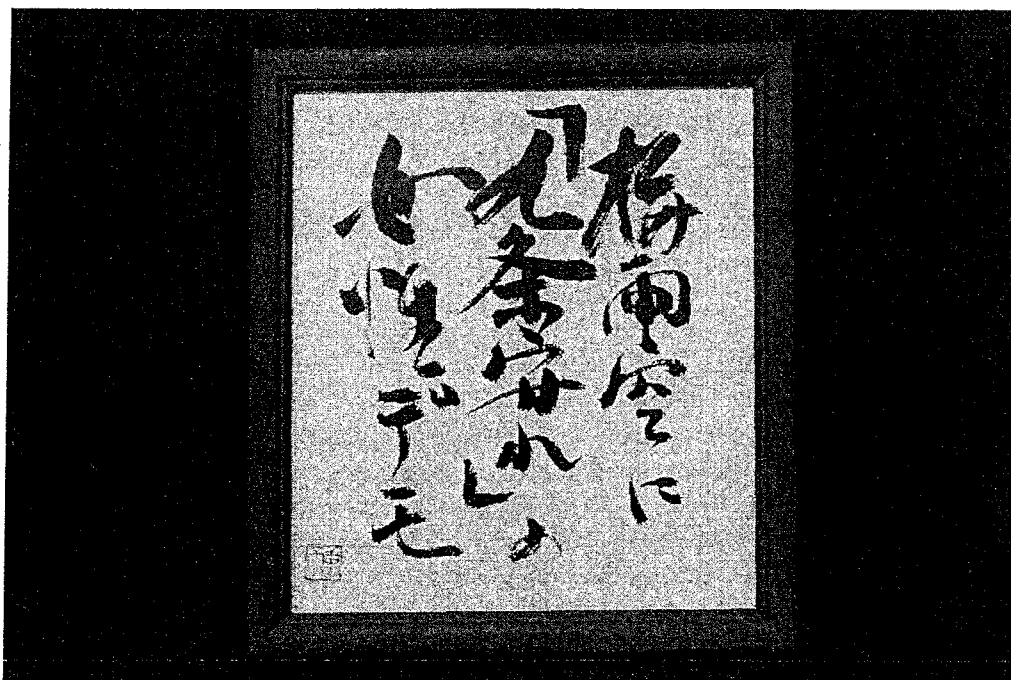
## 共同制作

- 2019 言論の自由造形物、ソウルプレスセンター(韓国)
- 2017 ベトナムのピエタ、済州江汀村フランチェスコ聖堂(韓国)
- 2015 日帝強制徴用労働者像、丹波マンガン記念館(日本)、ソウル市・龍山駅、済州港、大田市(韓国)
- 2011~ 平和の少女像(日本軍「慰安婦」水曜集会1000回記念)、駐韓日本大使館正門前平和路(韓国)
- 1990 光州5.18追悼モニュメント、広州大学(韓国)

表現の不自由展・その後実行委員会



## 表現の不自由展・その後



### 作者非公開

Undisclosed author

### 9条俳句

2014年

Article 9 Haiku

### 「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」

Abide by Article 9, "female voices protesting, in the rainy season.

俳句は、五・七・五の十七音で表現される、世界で最も短い詩だ。

市民が作ったこの句は、東京都の北、埼玉県さいたま市大宮区の三橋公民館の俳句サークルで第1位に選ばれ、2014年7月の月報に掲載されるはずだった。たか公民館側はそれを拒否。戦争放棄を掲げた「日本国憲法9条」を扱うことは政治的で、議論が分かれ、一方の側に立てないというのが理由だった。作者は提訴。自治体の政権への忖度や過剰規制を象徴するとして、多くの市民による応援団が結成された。2018年12月、作者の勝訴が確定した。(永田浩三)

Japanese Haiku is the world's shortest poetic form, consisted of 17 on (also known as morae though often loosely translated as "syllables"), in three phrases of 5, 7, and 5 on, respectively.

This poem was made by a citizen who was chosen as the first prize in a haiku association in Mihashi community center, Omiya, Saitama, located north of Tokyo. It was going to be published on the monthly newsletter of July, 2014, however, was rejected by the community center. The reason for rejection was that handling Article 9 of the Japanese Constitution, which declares the disclaim of war, is currently an ongoing dispute and the community center cannot stand on one side. The author of the poem sued the case. A supporting team was formed by citizens, as they saw this incident symbolic of over-regulation and forced surmise by the political administration of the local municipal. In December 2018, the author of the poem won the case. (NAGATA Kozo)

---

## 主な発表作品

2014年6月

三橋公民館俳句教室 埼玉県さいたま市

2014年6月24日

三橋公民館俳句教室で、当該の俳句が第1位に選ばれる

2014年6月25日

公民館側は「公民館便り」に掲載しないことを作者に伝える

2015年6月25日

作者は、表現の自由の侵害、精神的苦痛に対する損害賠償を求め、さいたま地裁に提訴

2018年12月

最高裁は、5000円の賠償を命じた二審判決を支持し、原告（作者）の勝訴が確定

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後

### 小泉明郎

KOIZUMI Meiro

#### 空気 #1

2016年

“Air #1”, acrylic on printed canvas, air, 2016

1976年群馬県生まれ

神奈川県拠点

「あいちトリエンナーレ2019」本展にも参加の小泉明郎は、演劇的手法を用いて社会の矛盾や深層をあぶり出す映像表現がよく知られる。作品モチーフには、日本の戦争をめぐるものもある。本作は映像から技法を変えながらも一貫して追うテーマを掘り下げる。

写真という現実の風景に対し、絵の具で描くという身体的動作の介入でそこに潜むものを浮き彫りにする。もう一つの層(レイヤー)として現実を重ねられた半透明の像は、日本社会における不可視の制度そのものだ。彼には天皇制を扱った連作〈空気〉のほか、天皇像にスクラッチする〈The Symbol〉などがある。

本作は2016年の「MOTアニュアル2016 キセイノセイキ」(東京都現代美術館)で出品予定だったが、館との交渉の末出品を断念。直後に画廊展示された。館の懸念のひとつが「多くの人々が持つ宗教的な畏敬の念を侮辱する可能性」。天皇を崇拝する人々がいるのは事実だ。たが、世俗の宗教と一線を画し「国家の祭祀」として戦前に君臨した国家神道は、皇祖神への崇敬儀式を続ける戦後の天皇にも受け継がれた。宗教性を持つ公共的存在とどう向き合うべきか。小泉の表現が生んだ波紋の難しさだ。

(アライ=ヒロユキ)

KOIZUMI Meiro, who also participates in the main exhibition of Aichi Triennale 2019, is renowned for his video expressions that feature theatrical methodologies to distill contradictions and deepened layers in the society. Among his various motifs, he has also featured the war by Japan. Although the medium differentiates from his video work, he had further pursued the coherent theme in this work.

Through the physical intervention of adding pigment to a photograph, which portrays a landscape in reality, KOIZUMI distills the issues in which are hidden there. The transparent image added to the reality as another layer is the invisible system of Japan itself. Besides *AIR*, the serial work by KOIZUMI that features the Imperial system, he also has a series titled *The Symbol* where he scratched the image of the Japanese emperor.

This work was ought to be exhibited at *MOT Annual 2016: Loose Lips Save Ships* (Museum of Contemporary Art, Tokyo), however, was forced to refrain from exhibiting due to a negotiation with close by the museum. Right after the museum exhibition started, the work was displayed at a gallery close by. One of the museum's concerns was that "the work may infringe the sincere religious beliefs of many others." It is true that there are people who worship the emperor. However, the state-sanctioned Shinto is completely separated from other religions for citizen's life, and had been praised as the "national ritual" while it reigned in wartime Japan, and then been inherited to the emperor of today after the war, where they continue to worship the *Kososhin* (Imperial ancestor god). How are we ought to confront a public existence which has a religious background. This is where the difficulty lies within the ripples that KOIZUMI's expressions have created. (ARAI Hiroyuki)

---

## 主な発表作品

- 2018 『サクリフェイス』パフォーミング・アーツ・フォーカス、ソウル(韓国)
- 2018 個展「Battlelands」ペレス・アート・ミュージアム・マイアミ、マイアミ(米国)
- 2017 個展「帝国は今日も歌う」VACANT、東京
- 2015 個展「捕らわれた声は静寂の夢を見る」アーツ前橋、群馬
- 2013 個展「プロジェクト・シリーズ99:小泉明郎」ニューヨーク近代美術館、ニューヨーク(米国)
- 2010 あいちトリエンナーレ2010「都市の祝祭」愛知

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



### 嶋田美子

SHIMADA Yoshiko

### 焼かれるべき絵

エッチング 1993

“A Picture to be Burned”

### 焼かれるべき絵：焼いたもの

版画を1/3くらい焼いたもの、版面を焼いて灰にするまでの経過を撮ったスナップ、実際の灰、富山県立近代美術館宛の嶋田さんからの手紙、富山県立近代美術館からの返信 1993 OTA FINE ARTS Collection

“A Picture to be Burned (Burned)”

1959年東京都生まれ

千葉県拠点

この作品は、「'86富山の美術」に出品された大浦信行の《遠近を抱えて》への検閲事件を契機に生まれた。まず版画作品《焼かれるべき絵》は、「無傷」のものと燃やされ半分ほどなくなったものが対になっている。さらに富山県立近代美術館

へ抗議の意を示すアクションも付随し、そのトータルで作品を構成する。本展では、焼いた過程の写真、館へ送った灰や文章、封筒、返事なども併せて展示する。

冷戦以降の現代美術においては、多文化主義(民族問題など)やシエンター論(性差別など)を主題とする政治性を持つアートが台頭した。嶋田美子は日本ではいち早く呼応した作家。そのなかでも、自国の負の歴史をもっとも厳しく批判し、作品とするひとりだ。

本作のモチーフは顔がないためわかりにくい。その大元帥服から戦前・戦中・戦後と長く帝位に就いていた昭和天皇と推定できる。彼には戦犯追及の声もあったが、結局は逃れた。顔の剥落により、この像は誰でもないという匿名性も帯ひる。戦争責任を天皇という特定の人物たけてはなく、日本人一般に広げる意味合いが生まれるのだ。版画だけに「天皇像」は複数に増殖するが、これは日本人一般への責任の広かりの強調としても作用するだろう。

(アライ=ヒロユキ)

In contemporary art, works with political messages such as multiculturalism (i.e., ethnic issues) and gender related matters (i.e., sexual discrimination) have accelerated since the cold war. SHIMADA Yoshiko has been one of the pioneers of this trend in Japan, and among them, she has powerfully featured the negative history of Japan and criticized it through her work.

The motif of this work may not be easily recognized at first sight because of its missing face, however, is presumed the emperor of Showa in his Generalissimo uniform who remained raised to the purple for a long period; from before, during, and after the war. Despite voices of pointing him as a war criminal, he avoided becoming so. Because of its missing face, the image gains an anonymity of being a no one. This makes the issue of wartime responsibility subject to not just one particular person named the emperor, but instead all Japanese citizens. As it is a print, the "image of the emperor" could possibly be numerous multiplied, making it a metaphor of spreading the wartime responsibility to the general Japanese citizens. (ARAI Hiroyuki)

---

## 主な発表作品

- |       |   |
|-------|---|
| 2015  | 「Beyond Hiroshima: The Return of the Repressed Wartime memory」テルアビブ大学付属美術館、テルアビブ(イスラエル) |
| 2012～ | 「日本人慰安婦像になってみる」ゲリラパフォーマンス、ロンドン、東京各地、グランデール、ソウル  |
| 2012  | 「Art, Performance and Activism in Contemporary Japan」Pump House、ロンドン(イギリス)              |
| 2009  | 「Bones in Tansu – Family Secrets」Stanley Picker Gallery、ロンドン(イギリス)、他世界8カ国               |
| 2005  | 「愛と孤独、そして笑い」東京都現代美術館、東京   |
| 2002  | 「嶋田美子」オオタファインアーツ、東京   |

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後

### 白川昌生

SHIRAKAWA Yoshio

#### 群馬県朝鮮人強制連行追悼碑

2015年

Memorial monument of forced displacement of Koreans in Gunma Prefecture

1948年福岡県出身  
群馬県拠点

群馬県高崎市の県立公園「群馬の森」に「記憶反省そして友好」と名づけられた朝鮮・韓国人の強制連行犠牲者の追悼碑がある。県が立ち退きを求め、設置者と裁判中だ。白川昌生による本作はこれをモチーフとする。

作品は碑のほぼ実物大だが、白い覆いかかけられ、中は見えない。それは犠牲者を人々が記憶から忘却し、あるいは抹消してきた社会制度を連想させる。塔の部分のみ実物通り黄色で覆われている。これは碑が公園に立つ情景を想像する手かかりを与える。碑は隠蔽という概念に押し込められず、地域の中の実在として見るものに浮かびあかってくる。

白川は美のための美という閉じた美でなく、社会の中に開いていく表現活動を行ってきた。日本前衛美術史の問い直し、地域通貨を用いた作品の流通、新しい地域の祭りの創造……。ここに彼が住む前橋市での活動は重要で、本作は地域の政治的情景の写し絵の意味合いもあるだろう。

作品の初公開は2015年の東京の表参道画廊、次は2017年の鳥取県立博物館。鳥取の直後に群馬県立近代美術館(追悼碑と同じ公園内)で開催の「群馬の美術2017」では、係争中の事件に関わるためと展示を拒否された。他県ながらも既に一般に公開された作品であるから、なおさら公共団体に譲られる公開性を損なうありようだ。

(アライ=ヒロユキ)

There is a monument titled *Kioku, hansei, soshite yuko* (memories, regrets, and friendship) to commemorate Koreans who passed away during the forced displacement in *Gunma no Mori (Forest in Gunma)*, the prefectural park in Takasaki, Gunma. The Gunma prefecture notified removal of this monument, and is currently on trial against the installation personnel. SHIRAKAWA referred to this monument and incident as the motif of his work.

The work is about the same size of the monument itself, however, has a white cover on top and does not allow the viewer to see inside. This evokes how people had forgotten the victims from their minds, and how the social system had completely erased them from history. Just the tower part is covered in yellow, which is the same color as the original monument. This gives the viewer a cue to imagine the monument standing inside the park. Instead of being confined inside the concept of suppression, the monument arises in the viewers' minds as an actual existence within the community.

Instead of the confined way of presenting art only for the art, SHIRAKAWA has been actively opening up his expressions to the public and the society. He has questioned the history of the Japanese avant-garde expressions; he has distributed works by using a regional currency; and he has created a new festival for a regional community. Among them, activities in Maebashi where he currently resides in are specifically important, which includes this work, where he had transferred the political scene of the region to the work.

The work was first exhibited at Omotesando Gallery in Tokyo in 2015, and then at Tottori Prefectural Museum in 2017. Right after Tottori, the work was planned to be on exhibit at *Contemporary Art in Gunma* in The Museum of Modern Art, Gunma (in the same park as the monument), however, was rejected for being related to a pending controversy. Although in a different prefecture, the work had already been exhibited in public, and demonstrates a failure of openness of a public organization. (ARAI Hiroyuki)

---

## 主な発表作品

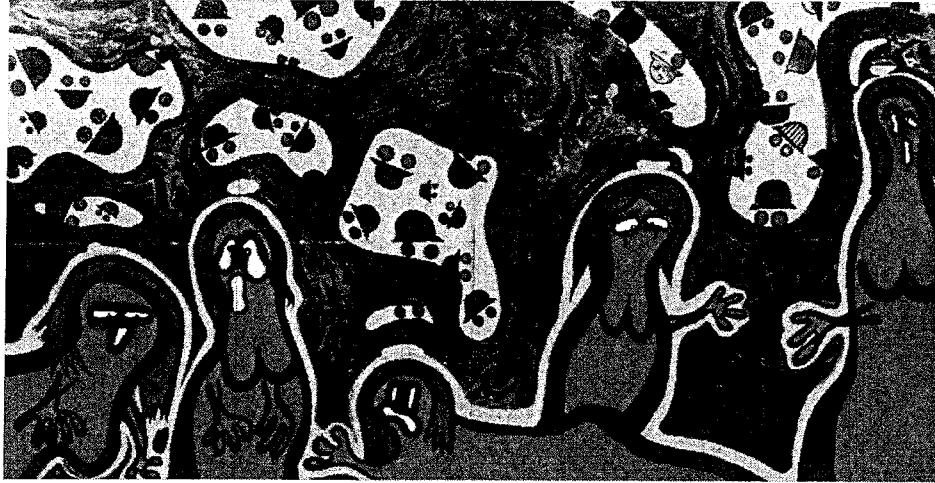
- 2017 「ミュージアムとの創造的対話vol.1 - MONUMENT」(鳥取県立博物館)  
2016 「あいちトリエンナーレ2016」(愛知県内各所)  
2014 「白川昌生ダダ、ダダ、ダ地域に生きる想像☆の力」(アーツ前橋、群馬)、  
2007 「白川昌生と『フィールドキャラバン計画』」(群馬県昭和庁舎、群馬)、

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会



## 表現の不自由展・その後



チョウ・ヨンス  
趙延修

CHO yonsu

### 償わなければならないこと

2016年

2000年神奈川県（日本）生まれ  
神奈川県（日本）拠点

一人の高校生が、いわゆる日韓「合意」を知って、日本軍「慰安婦」の「被害者達の尊厳はとうなるのかと憤りを感じ」（註）、一枚の絵を描いた。顔は大きく歪み、止まらない涙とともに溶けてしまいそうな目、心の奥底にある苦痛の声か聞こえてきそうな口、沈黙を強いられたのか口のない女性もいる……これが尊厳を奪われた被害女性たちの姿である。その背後にヘルメットと目だけ描かれているのは、無数の日本軍兵士たち。彼らもまた人権を踏みにしられていたと趙延修は捉え、「戦争」を描いている。

本作を含む「ウリハッキョと千葉のともたち展」(2016年12月、千葉市美術館)に対して、日韓「合意」否定を含む内容があるなどとし、2017年4月、藤谷俊人千葉市長は「地域交流がテーマのイベントで政府批判を展開するのはふさわしくない」と、すでに決定していた補助金50万円の交付を取りやめ、現在まで再開していない。

在日朝鮮学生美術展の巡回展に合わせ近隣の小中学校と合同展示を主催してきた千葉朝鮮初級学校は、「異文化交流は互いの違いを認め尊重し合いながら共生の道を探すもの」(金有燮<sup>キムユソプ</sup>校長)として市民とともに抗議を続けている。(岡本有佳)

A high school student heard the news of the so-called Japan-Korea "Agreement" and "felt anger against the ignorance of the dignity of the victims" of the Japanese military sexual slavery, and drew a painting. Largely distorted faces, crying eyes melting together with endless teardrops, mouths that make us hear the torment from the bottom of their heart, and women without mouths who were possibly forced silence... they were all victims who had been taken away their dignity. Behind them were the countless Japanese armies, portrayed with only their helmets and eyes. CHO interpreted them as those who were taken away their human rights as well, and depicted the "war."

In April 2017, KUMAGAI Toshihito, the mayor of Chiba city, announced the cancelation of the confirmed subsidy of 500,000 yen for *Uri-hakkyo to chiba no tomodachi ten* (exhibition of our school and our friends in Chiba) (December, 2016, Chiba City Museum of Art) which included this artwork. KUMAGAI stated there was a content opposing to the Japan-Korea "Agreement," and that is was "inadequate to advocate political criticism at an event aiming community interactions," and to this day, has not redeemed the subsidy.

Chiba Korean Primary and Junior High School, who have been curating group exhibitions with neighboring primary and junior high schools along with the traveling exhibition of *Art Exhibition of Korean students in Japan*, continue to protest with the citizens stating that "cross cultural exchanges can only be made by acknowledging and respecting each other's differences and finding ways of co-living (KIM Yusop, school principal). (OKAMOTO Yuka)

---

## 主な発表作品

- 2018 いま、日本軍性奴隷問題と向き合う～被害者の声×アート、プレヒトの芝居小屋(日本)
- 2016 ウリハッキョと千葉のともだち展、千葉市美術館(日本)

表現の不自由観・その後実行委員会

◎表現の不自由観・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後

### Chim ↑ Pom

#### 気合い100連発

2011年  
KI-AI 100

#### 耐え難き気合い100連発

2015年  
Enduring the Unendurable KI-AI 100

2005年東京で結成  
東京拠点

これまで20カ国ほどで展示されてきた本作であるが、ある国でのビエンナーレへの出品をキュレーターから打診された際に、主催者の国際交流基金よりNGが出た。

スタッフからオフレコとして理由を話してくれたのに、その内容を反映したバージョンとして今回作品を展示しちゃって本当に申し訳ないが、つまりは「安倍政権になってから、海外での事業へのチェックが厳しくなっている。書類としての通達はないが、最近では放射能、福島、慰安婦、朝鮮などのNGワードがあり、それに背くと首相に近い部署の人間から直接クレームがくる。」とのこと。NGワードをほかすような編集も提案されたが、結局は他の作品を出品することで合意。今回はその提案にのっとったバージョンを展示。「今は我慢するしかない」との職員の悔しそうな言葉に戦前のような響きを感じた。(Chim ↑ Pom)

Although this work has been shown in 20 countries, the Japan Foundation of the organizer rejected it when a curator offered us exhibiting at a biennale in a certain country. We are so sorry for showing this work including the details of the reason that the staff told us secretly, but in short, “since the Abe Administration took the reins of government, the government checks business for overseas strictly. They don’t send any notification in paper, but there are forbidden words, like radioactive, Fukushima, sex slaves, north Korea etc., and if we use those words, a man from a department close to Abe sends us complaints about it directly.” Although we suggested re-editing to keep those words, we agreed to exhibit something else after all. This time we are showing the suggested version. We felt a nostalgic ring like the times before war in the words of a staff who said disappointedly, “We just have to grin and bear it”.

---

## 主な発表作品

2017	Non Burnable ( Dallas Contemporary, ダラス)
2017	The other side (無人島プロダクション, 東京)
2016	また明日も観てくれるかな？,( 歌舞伎町振興組合ビル, 東京)
2015	SUPER RAT, ( Saatchi Gallery, ロンドン)
2013	広島!!!! (旧日本銀行広島支店, 広島)
2012	Chim!Pom, (Parco Museum, 東京)
2011	Chim!Pom,( MoMA PS1, ニューヨーク)

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



### 中垣克久

NAKAGAKI Katsuhisa

とき  
時代の肖像—絶滅危惧種 idiot JAPONICA 円墳—

竹・紙 2014 Murata & Friends

“Portrait of the Period – Endangered Species idiot JAPONICA – Round barrow-”, bamboo, paper, 2014, Murata & Friends

1944年岐阜県生まれ。

飛騨市立中垣克久彫刻庭園美術館の名誉館長。現代造形表現作家フォーラムの代表として、作家活動を続ける。

美術には、人の想いを語りかけるものと人々の想いを語りかけるものの二つのタイプがある。中垣克久はそのどちらにあたるだろうか。

代表作《時代の肖像》は、かまくら型の外壁に憲法9条尊重、靖国神社参拝批判、安倍政権の右傾化への警鐘などの言葉を掲げる。天頂部には日の丸があり、底部には星条旗がある。対米追従軍拡批判のための見取り図と社会メッセージを呈示する作品、と一見したところ解釈できる。

中垣の作品は土俗的な民間信仰がモチーフの作品もある。性をおおらかに肯定する陽物信仰や仏教の捨身供儀である補陀落渡海などが主題だ。ここには、信仰というかたちであらわれた人々の想いの代弁がある。

《時代の肖像<sup>とま</sup>》もその外形が古い民間習俗であることを考えれば、人々の心に根ざした想いを代弁する器のような作品と見ることのできるのではないだろうか。個である自身の心の発露だけでなく、衆の心を拾うのもまたアーティストの役割だ。

本作は2014年の東京都美術館の「第7回現代日本彫刻作家展」で、作品のメッセージが館からの検閲で問題視され、その部分の撤去を強いられた。汲み取った想いが深いほど、「体制」からは否定される。これもいまの日本の美術事情だ。(アライ=ヒロユキ)

In that sense, with its exterior depicting the shape of a traditional folk custom, perhaps *Portrait of the Period* is a vessel that contains the deeply rooted minds of the others. Not just articulating their own minds, and depicting the mind of the majority, is also the role of an artist.

This work became subject to censorship on the occasion it was exhibited in the 7th edition of *Gendai nihon cho-koku sakka ten* (Contemporary Sculpture Exhibition) at the Tokyo Metropolitan Art Museum in 2014, and was forced to be demolished. The deeper mind the artist finds, the stronger it becomes denied by the "system." This is the current status of the Japanese art scene today. (ARAI Hiroyuki)

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



## 永幡幸司

NAGAHATA Koji

## 福島サウンドスケープ

(「福島サウンドスケープ：震災3年目の音風景」「福島大学の除染をめぐる」「小鳥の森」「新浜公園」「信夫山」)  
NTSC (color), stereo 2011-2019

“Fukushima Soundscape” NTSC (color), stereo, 2011-2019

1970年生まれ。福島県拠点。

福島大学 共生システム理工学類 教授

目で見て知ることかてきない真実とは。《福島サウンドスケープ》は、「音」で福島の実態を伝えていく試みだ。

本作は2011年より永幡幸司によって始められたプロジェクトで、福島各地の「サウンドスケープ」を調査し続けている。展示作品は、その抜粋で音データ採取の場所の写真もスライドで付けて、映像化したものだ。

サウンドスケープは直訳すると「音風景」。R・マリー・シェーファーの提唱した概念で、音を通して文化や社会制度のあり方をよりよく知ることができるとし、研究方法が確立された。

3.11より1年後、公園に人声は戻るが森林は閑散としたまま。放射性物質の除染の音は住宅地に比べ、商業価値の高い地域でひととき高い。本作が明らかにする福島の実態だ。

ユートピア主義的な文明批判の要素を持つシェーファーだが、彼の思想性は日本では敬遠されきみた。社会的視点から福島を読み解くことで、永幡はシェーファーの意志に応える。

本作は2013年の「音の風景」展(千葉県立中央博物館)に出品されたが、作家自筆の説明文が検閲・修正された。福島大学の学長と執行部の除染活動不徹底への批判箇所は削除である。検閲の多様性も伝える例だ。(アライ=ヒロユキ)

Soundscape is literally "The landscape of sound." The term was popularised by R. Murray SCHAFER, who established a research methodology allowing a deepened perception of culture and social systems possible through focusing on acoustic environment.

One year after the March 11th accident, human voices had come back in parks, however, the forests were yet to remain silent. The sounds of decontamination of radioactive materials were much louder in areas in which have higher commercial values compared to residential areas. These were realities of Fukushima that had been disclosed through the work.

SCHAFER's ideology had been kept at a distance in Japan, with its utopian point of view of criticizing civilization. NAGAHATA responded to SCHAFER's ideology by deciphering Fukushima from a social perspective.

The work was exhibited at *Oto no fukei* (landscape of the sound) at Natural History Museum Institute, Chiba, in 2013, however, was subject to censorship where the artist accused the principle and administration of Fukushima University of their indefinite decontamination activity in the explanation text of the work. This part of the text was deleted by the organizer. Alternatively, the case became an example of showcasing the diversity of censorship. (ARAI Hiroyuki)

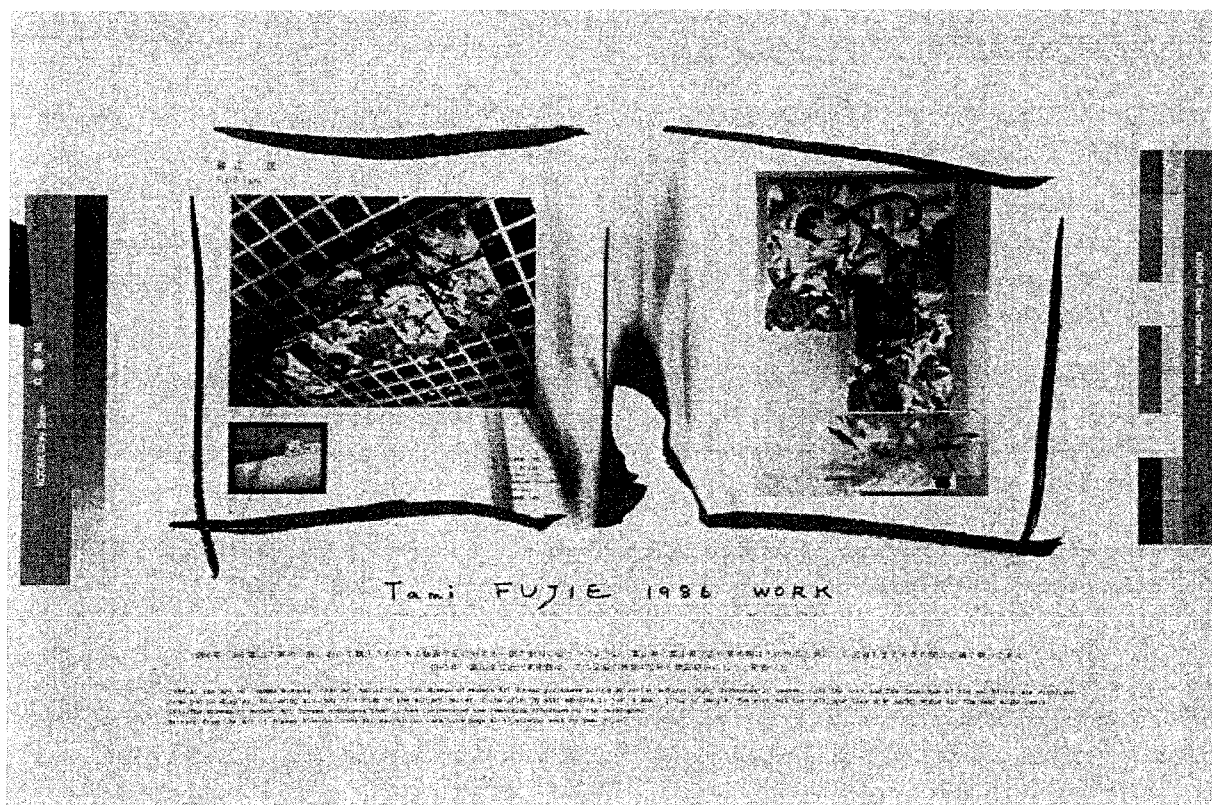
---

## 主な発表作品

- |      |   |
|------|---|
| 2018 | 『深沼サウンドスケープ』(深沼団:CD)  |
| 2017 | WINDOW ON FUKUSHIMA, A WINDOW ON FUKUSHIMA, (福島大学行政政策学類棟大会議室・La Maison Laurentine(フランス):音響作品) |
| 2013 | 「サウンドスケープ研究者の私が放射能汚染問題に対して発言を続けるのか」(『原発災害とアカデミズム』所収 合同出版)                                     |
| 2013 | 「福島サウンドスケープ:震災3年目の音風景」Creative Music Festival、岐阜:レクチャー+作品上映                                   |
| 1997 | 「島に響きわたる音 山口県・蓋井島」(中川真編『小さな音風景へ』所収 時事通信社)   |



## 表現の不自由展・その後



藤江民

FUJIE Tami

## Tami Fujie 1986 work

富山県生まれ

藤江は富山県立近代美術館が主催する「86富山の美術」招待作家のひとり。大浦の作品をめくり図録の非公開・焼却処分が下されたことによって藤江の作品データもまた永遠に失われることになった。本作品は、図録に掲載された藤江の作品が焼かれるイメージを用いることによって、図録が焚書扱われたことを端的に批判する作品だ。抽象を基調とする彼女の作品のなかでは異例のメッセージ性の強い作品である。本作品は、94年、主催者側である富山市からの強い反対をはねのけて、『ARTEDGE'94』に出品された。

藤江は、自身が主催した「表現の自由を考える有志展」(91年)でも会場の富山市市民フラスカが開催中止を求めるなかで開催を実現する。93年には大浦らと富山、東京で「富山県立近代美術館問題を考えるシンポジウム」を開催する。96年に、藤江は自らが所蔵する図録を富山県立図書館に寄贈するか、図書館はこれを拒否する。藤江の活動は、表現の自由のみならず、図録などのアートドキュメントの重要性を指摘する重要な問題提起となっている。

その後藤江らの活動は、美術家や批評家たちによる「美術と美術館のあいたを考える会」の結成に結実する。会の機関誌として出発した『あいだ』(福住治夫編集長)は、会休止後の現在も発行され続けている。藤江は現在も富山で作家として活動を続けている。

(小倉利丸)

The activities by FUJIE and others came to fruition to launch Bijutsu to bijutsukan no aida wo kangaeru kai (the organization to consider the relationship between art and the museum) formed by artists and critics. The magazine Aida (in between) (editor in chief, FUKUZUMI Haruo) started as the official publication of the organization, and still continues to be published while the organization itself is no longer in function. FUJIE still continues pursuing her activities as an artist in Toyama today.

(OGURA Toshimaru)

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



## マネキンフラッシュモブ

Mannequin Flash Mob

2016年

マネキンフラッシュモブは、公の場に現れマネキンのように数分間静止するパフォーマンス。統一感のある服装で「WAR IS OVER」「ABE IS OVER」などのメッセージを示す静寂のアクションである。

2016年、神奈川県海老名市は、海老名駅前自由通路での「モブ」が条例に違反しているとして、禁止命令を出し、次に同様のことを行ったら5万円以下の過料を科すと警告した。モブ側は「表現の自由」の侵害たとして海老名市を提訴。

2017年、横浜地裁は禁止命令の取り消しを命じ、モブ側は勝訴した。一連の出来事は、各地での活動制限は法的に根拠がないことを明らかにした。(永田浩三)

Mannequin Flash Mob is a performance in which the members appear in public and pause for several minutes as though a mannequin. The silent action is made by members in similar clothing, holding boards with comments written as "WAR IS OVER," or "ABE IS OVER."

In 2016, Ebina City warned the Mob members that the "Mob" performance that had been taking place in the corridor in front of Ebina station were infringing the regulations of the local government, and issued an injunction stating a penalty up to 50,000 yen will be imposed for the next occasion. The members of the mob filed the case against Ebina City as an infringement of the "freedom of expression." In 2017, Yokohama District Court ordered disaffirmance of the injunction, and the mob members won the case. The sequence of events revealed that the activity restrictions seen in various regions do not have any legal validity of justification.

(NAGATA Koza)

---

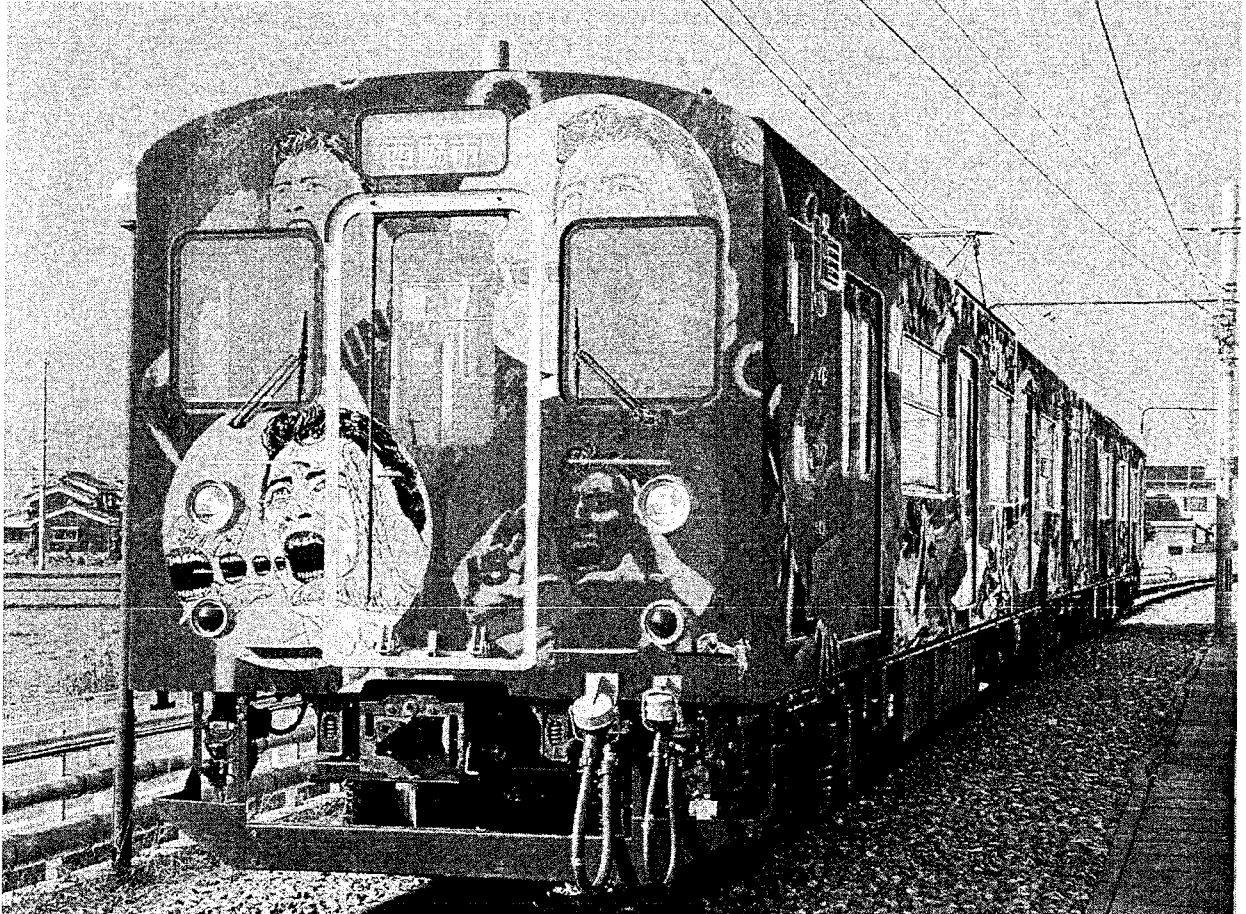
## 主な発表作品

2017年3月 横浜地方裁判所前 神奈川県横浜市  
2015年11月 大和 黒づくめ「アベ政治を許さない」  
2016年8月 片瀬江ノ島 白+デニム「NO BASE HENOKO」  
2017年 3月の判決を前に、海老名駅前と横浜地方裁判所前で。豹柄+デニム「ヒョウ柄でヒョウメイ(表明)」

表現の不自由展・その後実行委員会

©表現の不自由展・その後実行委員会

## 表現の不自由展・その後



## 横尾忠則

YOKOO Tadanori

## ラッピング電車の第五号案「ターザン」など

写真 2011

The fifth proposal of train car decoration "Tarzan" and others, Photos, 2011

## 暗黒舞踏派ガルメラ商会

オフセット印刷 1965

"A LA MAISON DE M CIVEÇAWA", Offset printing, 1965

横尾忠則には、検閲に関わる二つの表現がある。

一つめは、横尾が2004年の第一号「見る見る速い」より取り組んできたラッピング電車の第五号案「ターサン」が、2011年にJR西日本から採用を拒絶されたこと。同社が2005年の尼崎JR脱線事故を鑑み、「ターサン」の叫ぶ姿が脱線事故の被害者と重なるという声が出かねない」と憂慮したためだ。

彼は大衆文化や消費文化を意匠に取り入れた、ポップなスタイルで知られる。往年の映画のシヤングルの王者は多くの人の心を傷つけるだろうか。

もう一つは、2012-2013年のニューヨーク近代美術館(MoMA)での「TOKYO 1955-1970:新しい前衛」展で起こった。彼の演劇や映画のポスターに用いられた「朝日」が、旧日本軍の旭日旗(自衛隊も使用中)を思わせる軍国主義的なものと在米韓国系市民団体「日本戦犯旗退出市民の会」が抗議を行った。彼がこれを本格的に用いたのは1964年出版の絵本『日本民話グラフィック』で、アサヒヒールの商標「波に朝日」から着想を得た。「朝日」は浮世絵でもしばしば用いられた。伝統意匠の使用例の一つに日本軍旗があるという問題の難しさがある。

芸術作品は突飛な発想や膨大な知識の蓄積を持つため、市民からの十分な理解を得られないときもある。芸術の送り手は、作るものと見るものとのこのギャップを埋める義務がある。前者の事例ではJR西日本はリスクを怖れない姿勢ともしことあらは粘り腰の市民説得の姿勢が必要であつたらうし、後者では(軍国主義的な意図はないというすれたものでなく)MoMAは日本文化と横尾の作品背景の十分な説明に務めるべきであつたらう。作品の尊厳を守る責任である。(アライ=ヒロユキ)

in 2011. In concern of the derailment accident that occurred in Amagasaki in 2005, the company worried “the image of the loudly shouting Tarzan may invoke the victims of the derailment accident.”

YOKOO is renowned for his pop and colorful style incorporating pop culture and consumer-driven culture in his works. It is questionable whether the lord of the jungle as the classic movie icon would really hurt everyone’s heart.

The second case occurred at the exhibition *Tokyo 1955-1970: A New Avant-Garde* at The Museum of Modern Art, New York, in 2013. The graphics he designed for theater and film posters featuring the “rising sun” were claimed by Korean citizen organizations in America to resemble kyokujitsuki(Rising Sun Flag), used by the Imperial Japanese Army (currently used by the Japanese Self-Defence Forces) and evoke militarism. YOKOO started featuring the design in a picture book published in 1964 titled *Nihon minwa graphic*(Japanese Folktale graphic art), inspired from the graphic design of Asahi’s packing of *Nami ni asahi* (rising sun and waves). The rising sun motifs have been repeatedly featured in *ukiyo-e* (Japanese wood block print rooted in pre-modern age) as well. The complexity lies in the fact that among the many usages of the traditional design, the Japanese military flag has become one of them.

Works of art are not always fully understood by citizens, as they are supposed to embody bizarre inspirations and connote stupendous accumulations of knowledge. Those who stand on the side to deliver the art are obliged to fill in these gaps between the viewer and the creator. As for the former example, West Japan Railway Company were ought to not worry too much of risks, and were supposed to show the attitude of fully communicating with the citizens in case anything would have happened. In the latter case, MoMA should have adequately explained the background of the Japanese culture and YOKOO’s works (and not make a tangent reply that the artist had no intentions of militarism). Those are the responsibilities of securing the dignity of the works. (ARAI Hiroyuki)

## 「表現の不自由展」展示禁止一覧

作家名	安世鴻（アンセホン）
作品名	重重ー中国に残された朝鮮人日本軍「慰安婦」の女性たち
形態	写真（韓紙にピグメントプリント） 2015年「表現の不自由展」展示作品
制作年	2012年
経緯	2012年、新宿ニコンサロンで予定されていた写真展が、開催1か月前に政治的として中止された。作家が仮処分申請し写真展は実現。作家が提訴し、3年に及ぶ裁判で作家側が勝訴。

作家名	大浦信行
作品名	遠近を抱えて
形態	コラージュ（シルクスクリーン、リトグラフ） 2015年「表現の不自由展」展示作品と同シリーズの別作品（4作品）（前期後期で2作品ずつ展示予定）
制作年	1982～1983年
経緯	1986年、富山県立近代美術館主催の「86 富山の美術」で展示された当該作品について、展覧会終了後、富山県議会、地元新聞での批判や右翼団体からの抗議により、同美術館は図録の在庫を焼却し、作品を非公開、その後売却した。作家が提訴した作品公開、図録公開の裁判は、作家側が敗訴。 2009年、沖縄県立博物館・美術館でも展示が認められなかった。

作家名	大橋藍
作品名	アルバイト先の香港式中華料理屋の社長から「オレ、中国のもの食わないから。」と言われて頂いた、厨房で働く香港出身のKさんからのお土産のお菓子
形態	インスタレーション 今回追加作品
制作年	2018年
経緯	2018年、国立新美術館を会場として開催された五美大展において、当作品の箱の中のお菓子が腐敗の恐れありとして、出品禁止された。

作家名	岡本光博
作品名	落米のおそれあり
形態	シャッターペインティング（シャッターにウレタン塗料） 今回追加作品
制作年	2017年
経緯	2017年、沖縄県うるま市の地域美術展に出品された当作品に対し、自治会長が相応しくないと言ひ、市の判断で封印（ベニア板で覆う）された。その後抗議により、最終日に一日だけ場所を移して再公開された。

作家名	キム・ソギョン、キム・ウンソン
作品名	平和の少女像／平和の少女像ミニチュア
形態	立体（FRPにアクリル彩色／ブロンズ） 2015年「表現の不自由展」展示作品
制作年	2011年
経緯	2012年、東京都美術館を会場として開催された「JAALA 国際交流展」で平和の少女像のミニチュアが展示されたが、政治的表現であり同美術館運営規定に抵触するとして撤去された。

作家名	作者非公開
作品名	9条俳句
形態	俳句 2015年「表現の不自由展」展示作品
制作年	2014年
経緯	市民が作った俳句。さいたま市大宮区の三橋公民館の俳句サークルで第1位に選ばれ、2014年7月の月報へ掲載されるはずだったが、政治的で、議論が分かれる案件の一方の側に立てないとの理由から、公民館側がそれを拒否。作者は提訴し、2018年、作者の勝訴が確定。

作家名	小泉明朗
作品名	空気 #1
形態	油彩（プリントしたキャンバスにアクリル絵画） 今回追加作品
制作年	2016年
経緯	2016年、東京都現代美術館主催の「キセイノセイキ」展に主品予定だったが、多くの人が持つ宗教的な畏敬の念を侮辱する可能性があるとして、美術館側が懸念を示し、作家との交渉の末、出品は断念。直後に別のプロジェクトにて展示された。

作家名	嶋田美子
作品名	焼かれるべき絵／焼かれるべき絵：焼いたもの
形態	版画（エッチング） 今回追加作品
制作年	1993年
経緯	焼かれる前のものと、焼かれて半分ほどになったものを対になっている作品。さらに、焼いた過程の写真、美術館へ送った灰や文章なども併せて展示。

作家名	白川昌生
作品名	群馬県朝鮮人強制連行追悼碑
形態	立体（布、木、発砲スチロール） 今回追加作品
制作年	2015年
経緯	2017年、群馬県立近代美術館で開催の「群馬の美術 2017」に出品予定だった当作品が、群馬県と設置者が撤去係争中の追悼碑をモチーフにした作品であり、係争中の事件に関わるためとして、展示を取消された。



作家名	趙延修 (チョウ・ヨンス)
作品名	償わなければならないこと
形態	絵画 (キャンバスに油) 今回追加作品
制作年	2016年
経緯	2016年、千葉市美術館を会場として開催された当作品を含む展覧会に対し、千葉市は、地域交流がテーマの作品展で政府批判を展開するのは相応しくないとして、補助金交付を取りやめた。

作家名	Chim↑Pom
作品名	気合い100連発／耐え難き気合100連発
形態	映像 今回追加作品
制作年	2011年／2015年
経緯	海外でのビエンナーレへの参加を打診された際に、主催者から、いくつかの禁止ワードに触れるとして、禁止ワードをぼかしたバージョンで展示。 今回は、オリジナルバージョンと併せて展示。

作家名	中垣克久
作品名	時代の肖像
形態	立体 (竹、紙) 2015年「表現の不自由展」展示作品
制作年	2014年
経緯	2014年、東京都美術館を会場として開催された「現代日本彫刻作家展」で、作品表面を覆うメッセージの中に政治・宗教活動にあたるものがあるとして、一部のメッセージが撤去された。

作家名	永幡幸司
作品名	福島サウンドスケープ
形態	映像・音声 (音で福島の実態を伝えていく試み) 2015年「表現の不自由展」展示作品
制作年	2011年～2015年
経緯	2013年、千葉県立中央博物館を会場として開催された「音の風景」展に出品された当作品の、作家による説明文に、特定の者に対する批判と受け取られる可能性のある表現が含まれ公立博物館としてふさわしくないとして、作品解説のうち、福島大学の学長と執行部の除染対応への批判部分が削除、書き換えられた。

作家名	藤江民
作品名	Tami Fujie 1986 work
形態	版画 (シルクスクリーン1色刷り) 今回追加作品
制作年	1994年
経緯	富山県立近代美術館主催の「86 富山の美術」招待作家の一人。当作品は、図録が焚書扱いされたことを批判する作品で、1994年、富山市主催「ARTEDGE'94」に出品された。

作家名	ー
作品名	マネキンフラッシュモブ
形態	映像 今回追加作品
制作年	2016年
経緯	2016年、神奈川県海老名市は、駅前の路上でのパフォーマンスが、条例に違反しているとして、禁止命令を出し、警告した。モブ側は市を提訴、2017年、モブ側が勝訴し、禁止命令は取消された。

作家名	横尾忠則
作品名	暗黒舞踏派ガルメラ商会
形態	版画（オフセット印刷） 今回追加作品
制作年	1965年
経緯	2012年11月から2013年2月にかけて MoMA で開催された「TOKYO 1955-1970」展に出品された当作品に対し、在米韓国系市民団体が、旭日旗と類似したデザインが軍国主義的なものを思わせると、会期終盤に MoMA へ抗議。作品は会期終了まで展示された。

作家名	横尾忠則
作品名	ラッピング電車の第五号案『ターザンの雄叫び』
形態	写真 今回追加作品
制作年	2011年
経緯	2011年、ターザンの叫ぶ姿が脱線事故の被害者と重なるという声が出かねないと憂慮し、JR 西日本は当デザインを採用しなかった。

※個人情報を削除しており、原本ではありません。

## 契 約 書

- 1 業務名 「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 金2,257,000円（源泉所得税及び復興特別所得税額を含む）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金180,796円  
(8%相当107,296円)、(10%相当73,500円)  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に108分の8又は110分の10を乗じて得た額である
- 4 契約期間 契約締結日から同年10月31日まで
- 5 契約保証金 免除

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「甲」という。）と「表現の不自由展」実行委員会 新井博之（以下「乙1」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 岩崎貞明（以下「乙2」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 岡本有佳（以下「乙3」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 小倉利丸（以下「乙4」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 永田浩三（以下「乙5」という。）との間において、上記1から5を内容とする業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書6通を作成し、甲、乙1、乙2、乙3、乙4、乙5それぞれ1通を保管する。

令和元（2019）年7月1日

甲 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13-2  
あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大村 秀章

乙1 「表現の不自由展」実行委員会 新井 博之

乙2 「表現の不自由展」実行委員会 岩崎 貞明

乙3 「表現の不自由展」実行委員会 岡本 有佳

乙4 「表現の不自由展」実行委員会 小倉 利丸

乙5 「表現の不自由展」実行委員会 永田 浩三

(出展)

- 第1条 甲は乙1、乙2、乙3、乙4、乙5（以下「乙等」という。）に対し、別添仕様書に記載のとおり、「あいちトリエンナーレ 2019」（以下、「本展」という。）のための、乙等による作品の選定・制作・展示（以下、当該作品を「出品作品」という。）並びに本展のオープニング関連イベント等への参加に関する業務を委託する（以下、「本件業務」という。）。
- 2 乙等は、本展への出品作品の選定、制作、輸送、展示及び撤去にあたっては、別添仕様書に記載の出品作品の展示場所に係る使用条件を遵守し、「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督、チーフ・キュレーター及びキュレーターから構成されるキュレーター・チーム（以下、「キュレーター・チーム」という。）並びに甲と協議のうえ、適切な方法で行うものとする。
- 3 乙等は、出品作品の展示のため、所有者から借用した上での設置を、令和元（2019）年7月30日までに完了させるものとする。
- 4 乙等は、別添仕様書に記載の展示期間（以下、「展示期間」という。）中に出品作品に深刻な不具合が発生した場合には、甲の指示（補修の要否、程度を含むがこれに限られない）に従い、甲の費用負担の下、可能な限りにおいて、出品作品の補修を行わなければならない。ただし、当該不具合の原因が専ら乙等の責めに帰すべき事由によるときは、甲はその補修費用を乙等に負担させることができる。
- 5 乙等は、出品作品の撤去を、令和元（2019）年10月20日まで（本契約が解除又は解約により終了した場合は、甲の特段の指示がない限り、当該終了の日から7日以内）に完了させるものとする。
- 6 甲の責めに帰すべき事由及び甲が指定する施設等の瑕疵などのやむを得ない事情を除き、乙等は、別添仕様書に記載のとおり、本展のオープニング関連イベント等に参加するものとする。ただし、実施時期及び実施内容については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間の協議により変更することができるものとする。
- 7 甲は、災害が発生した場合又は乙等が第三者権利侵害等の違法行為を犯した場合、出品作品の展示が不適当となったと判断したときには、出品作品の展示を中止することができるものとする。
- 8 甲及び乙等は、本件業務を実施する上で出品作品に関して生じる問題・事故については乙等が主体としてこれを処理することを確認する。ただし、乙等が、上記問題・事故等により生じた損害・損失について賠償または填補する義務を有する者もしくは求償に応ずる義務を有する者に対し権利行使をすることは妨げられない。

(契約金額)

- 第2条 甲は乙等に対し、本件業務の対価として、金2,257,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金180,796円）を、次条の記載に従い、支払うものとする（以下、「契約金額」という。）。
- 2 契約金額には、謝金の他、別添仕様書に記載の費用が含まれるものとし、乙等はこれら費用を自ら負担する。

3 前項の規定の他、甲の事情により乙等を会場等へ招へいする際の経費は、甲の定める規程に基づき甲が別途に支給するものとする。

(支払)

第3条 乙等の契約金額の請求は、次の各号に規定する時期及び金額に従うものとし、乙等は甲に対し、次の各号に規定する時期に適法な請求書を提出して、請求するものとする。

(1) 令和元(2019)年8月

(2) 契約期間終了後

2 甲は、前項の乙等の適法な請求書を受領した日から30日以内に、前項各号の定めに従った契約金額を乙等に支払わなければならない。

3 甲の契約金額の支払いは、現金又は乙等の指定する銀行口座宛の銀行振込の方法により、原則として日本円により支払うものとする。なお、銀行振込による場合の振込手数料は甲が負担するものとする。

4 甲は、契約金額の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.7パーセントの割合で算出した遅延利息を乙等に支払わなければならない。

(作品輸送)

第4条 甲は、梱包・集荷・返却を含む出品作品の輸送、並びに輸送期間及び展示期間中の出展作品の損傷等に係る保険付保の手配を行い、その経費を負担する。ただし、乙等が、甲以外の機関等から輸送費名目で支援を受ける場合は、この限りではない。

2 乙等が出品作品の返却先として、集荷先とは異なる場所を指定した場合、甲は、集荷先に返却する場合に比して不利とならないことを条件に、これに応じるものとする。

(図版・写真の複製)

第5条 乙等の作品写真等及びポートレート写真の複製使用可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

(写真・映像撮影)

第6条 出品作品及び本展のオープニング関連イベント等への参加時の写真及び映像撮影の可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

(第三者の権利侵害に関する表明保証)

第7条 乙等は甲に対し、出品作品が、第三者のいかなる権利(著作権、著作隣接権、パブリシティ権、肖像権、商標権、意匠権、又は著作者人格権を含むがこれに限られない。)

も侵害するものではないことを表明し保証する。

(暴力団等排除に係る解除)

第8条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を、無催告で直ちに解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙等に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙等に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(乙等の損害賠償義務)

第9条 乙等は、乙等の責めに帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲に生じた一切の損害（弁護士費用等の専門家費用も含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。

(本契約の譲渡等)

第10条 甲及び乙等は、他の当事者の事前の書面による同意なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分し、又は担保を設定してはならず、また承継又は移転させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第11条 乙等は、甲の事前の承諾がない限り、本件業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙等が本件業務を第三者に委託した場合で、当該第三者が本契約に定める乙等の甲に対する義務に違反した場合、乙等が本契約に違反したものとみなす。

(準拠法)

第12条 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(専属的合意管轄)

第13条 甲及び乙等は、本契約に起因して又は関連して生じた一切の紛争（不法行為に関する紛争も含むがこれに限られない。）については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意した。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項に関する疑義については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間で協議して、誠意をもって解決するものとする。

「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務 仕様書

1 作品の選定・制作・展示

(1) 作品の選定・制作・展示

「表現の不自由展・その後」に関する作品

(2) 作品の展示場所

愛知芸術文化センター 8階 ギャラリーD

(3) 展示期間

令和元（2019）年7月31日（水）から同年10月14日（月・祝）まで

2 オープニング関連イベント等への参加

(1) 日付

令和元（2019）年7月31日（水）等

(2) 会場

名古屋東急ホテル等

(3) 詳細

別途協議による

3 費用負担

本契約を履行する上で発生する下記の費用は、契約額に含まれるものとして乙等が負担する。

1	作品解説の執筆料
2	作品の素材、資料購入費
3	一部作品の輸送費
4	乙等の交通費、宿泊費等（令和元年5月分は除く）
5	乙等による選定作家の謝金、交通費、滞在費等



# 愛知県美術館ギャラリー利用者の手引き

平成30年11月

愛知県美術館企画業務課

TEL 052 (971) 5511 内線323

FAX 052 (971) 5604

愛知芸術文化センター地下2階 施設利用受付

TEL 直通052 (971) 5516

FAX 直通052 (971) 5541

## 目 次

1	施設の概要	1
2	利用の御案内	2
3	利用申込みの手続	3
4	使用料	5
5	利用時間等	6
6	審査保管室の利用	6
7	事前打合せ・広報	6
8	搬入・搬出	7
9	展覧会の開催	8
10	利用者の義務、許可の取消し等	10
11	免責事項	10
	搬入・搬出作業の安全のために！	11
	ワイヤーの取扱いについて	12
12	使用可能備品一覧	13
	愛知県美術館ギャラリー（8階全図）	15
	8Fギャラリー固定壁面	16
	ギャラリー 展示室A-D（8F）	17
	ギャラリー 展示室E-I（8F）	18
	ギャラリー 展示室J（8F）	19
	愛知県美術館ギャラリー案内図（1F）	20
	愛知県美術館ギャラリー関係案内図（地下5F）	21
	愛知県美術館ギャラリーの看板について	22

# 1 施設の概要

## (1) 展示室（8階）及び審査保管室（1階）

室名	面積 m <sup>2</sup>	固定壁長 m	可動壁長 m	壁長合計 m	天井高 m	積載荷重 t/m <sup>2</sup>	設備・仕様等
A	321	60	32	92	5.8	1.0	照明: 蛍光灯ライン照明 床材: タイルカーペット
B	321	60	32	92	5.8	1.0	
C	321	60	32	92	5.8	1.0	
D	335	60	32	92	5.8	1.0	
E	209	43.5	18	61.5	5.8	1.0	
F	212	43.5	18	61.5	5.8	1.0	
G (1/2)	526 (263)	79 (39.5)	30 (15)	109 (54.5)	4.9	1.0	照明: 蛍光灯ライン照明 床材: 長尺シート 昇降トラス
H	242	48	18	66	5.5	1.0	照明: 蛍光灯ライン照明 床材: タイルカーペット
I	248	48	18	66	5.8	1.0	
J (1/2)	378 (189)	70 (35)	36 (18)	106 (53)	5.8	1.0	照明: 光天井(蛍光灯+ルーバー) 床材: 長尺シート 可動展示パネル
合計	3,113	572	266	838	-	-	
審査 保管 室	1	130	-	-	-	5.8	照明: 蛍光灯ライン照明 床材: タイルカーペット
		(65)					
	2	110	-	-	-	5.8	
		(55)					

(注) 1 展示室G、J及び審査保管室1、2は、2分の1の利用もできます。

2 J室の可動壁長は、可動展示パネル(6台)の壁長です。

3 壁材は、各室ともガラスクロスAEP仕上げです。

## (2) 附属設備

主催者控室	1(8階)、2~5(9階) 面積: 10~13m <sup>2</sup>
チケット売場	(8階) 面積: 10m <sup>2</sup>
アートショップ	(8階) 面積: 8m <sup>2</sup>

## (3) その他

搬入口	B搬入口(1階): トラック用(搬入口内にホイストを設置) F搬入口(地下5階): 自家用車用(車高2.1mまで)
搬入用エレベーター (2基)	内寸: 3m(幅) × 4m(奥行) × 3m(高さ) 最大積載量: 3,500kg

## 2 利用の御案内

### (1) 利用できる催物の範囲

県民の芸術文化の向上に資すると認められる展覧会で、次に該当するものとします。

- ア 主要美術団体による全国的又は全県的な規模による創作美術品の一般公募展
- イ 国、地方公共団体及び公共性を有する機関等による国際的又は国内的に定評のある美術作品の展覧会
- ウ その他芸術振興、国際親善等のため適当と認められる美術展

### (2) 利用できる期間

休館日の翌日から次の休館日の前日までの期間（通常火曜日から日曜日）を1単位とします。  
なお、原則として、休館日に、搬入・搬出作業を行います。

### (3) 展示することができる作品の種類

絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインその他愛知芸術文化センター愛知県美術館長（以下「美術館長」という。）が適当と認めた作品。

### (4) 展示の方法

- ア 作品は、すべて展示室内に展示してください。
- イ 壁面以外に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台等を利用してください。  
（特に事情があり、これによりがたい場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。）

### (5) 展示作品の制限

次に掲げるような作品は、展示室に展示することができません。

- ア 床面に展示する作品で、床にかかる荷重が、床面積1㎡につき1tを超える作品
- イ 天井ピクチャーレールからの吊り下げ重量が、ワイヤー1本50kg以上の作品
- ウ 壁面ピクチャーレールからの吊り下げ重量が、ワイヤー1本25kg以上の作品
- エ 天井から直接吊り下げる作品（展示室G室は除く）。但し、ライティングレール用吊フックを用い、ライティングレール1m当り5kg以内の作品は展示できる場合があります。
- オ 不快音を発し、又は煙霧を発生する仕掛けのある作品
- カ 悪臭を発し、又は腐敗のおそれのある素材を使用した作品
- キ 人に危害を及ぼすおそれのある素材を使用した作品
- ク 砂利、砂、土等を直接床面に置いたり、床面をき損、汚損するような素材を使用した作品
- ケ 動植物及び危険物等。生物被害のおそれのあるものは展示できません。また、展示中であつても、有害生物（羽蟻等）が発生した場合は、作品を撤去していただく場合があります。
- コ 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど、公安、衛生法規に触れるおそれのある作品
- サ その他美術館長が不適当と判断する作品

### 3 利用申込みの手続

#### (1) 利用仮申込み

- ア 展示室の利用を希望される場合には、次表の利用期間に応じて、それぞれの仮受付期間（休館日を除きます。）に展示室利用仮申込書を提出してください。
- イ まちがいを防ぐため、電話や郵便による仮申込みの受付は行いません。愛知芸術文化センター地下2階アートプラザ内利用受付窓口へ直接申込みください。
- ウ 仮申込書の受付時間は、午前10時から午後6時（土曜日、日曜日及び休日にあつては午後5時）までとします。
- エ 仮申込みの際には、仮申込書とともに、展覧会の概要、団体の設立から現在に至る経緯が確認できる参考資料（展覧会の図録、作品写真、開催要領、会則、出品者の活動歴等）を添付してください。

利用期間	仮受付期間
利用開始日が、4月から翌年3月までの間	前年度の6月1日から20日まで

#### (2) 利用許可の内定と利用許可申請

- ア 美術館長は、利用希望を適当と認める場合は、利用許可を内定し、仮申込者に対して、内定通知を送付します。なお、利用できる展示室・利用期間は、美術館企画業務課で調整しますので、希望どおりとならないこともあります。
- イ 内定通知を受け取られた方は、指定期日までに、利用許可申請書を提出してください。
- ウ 美術館長は、利用許可を適当と認める場合は、利用許可申請者に対し、利用許可書を送付します。

#### (3) 利用許可をしない場合

次のような場合には、利用を許可しません。

- ア 申請者が、制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第16条第1項の審査を受けた被補助人）である場合
- イ 展示しようとする作品が、「展示することができる作品の種類、展示の方法、展示作品の制限」（2ページ参照）に触れる場合
- ウ 暴力団の利益となるとみとめられるもの。
- エ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの。

#### (4) 利用許可の優先順位

利用許可をするに当たっての優先順位は、原則として次のとおりとします。

- 第1順位 全国的な規模による創作美術品の一般公募展、国際的又は国内的に定評のある美術作品の展覧会の開催を目的とする利用  
美術系教育機関の卒業制作展を目的とする利用
- 第2順位 全県的な規模による創作美術品の一般公募展の開催を目的とする利用
- 第3順位 その他芸術振興、国際親善等のため適当と認められる美術展の開催を目的とする利用

【利用申込みの手続】

利用を希望  
される方は

仮申込み

- ・仮申込書の提出
- ・参考資料等の提出

美術館  
企画業務課

受付

利用  
調整

結果通知

- ・調整結果の送付

内定した方は

許可申請

- ・許可申請書の提出

美術館  
企画業務課

受付

審  
査

利用許可

- ・利用許可書の送付

利用期間 4月～翌年3月（1年度）

前年度の  
6月1日～20日

8月中旬

8月下旬

11月

#### 4 使用料

- (1) 展示室及び審査保管室の使用料は、指定された納期限（※）までに納入してください。
- (2) 時間外使用料は、利用当日までに企画業務課で納入してください。
- (3) 特殊な照明、展示設備や写真撮影等のために電力を使用する場合は、別途料金を負担していただきます（1キロワット1時間につき51円）。事前に企画業務課で納入してください。
- (4) いったん納入された使用料は、次の場合を除いて還付しません。
  - ア 知事が公共の福祉のために許可を取り消したり、利用の中止を命じた時。
  - イ 利用者が、美術館長の承認を受けて、利用を中止した時。

（※）納期限については、展示室は利用開始日の11日前、審査保管室は利用開始日の前日（当該日が金融機関営業日でない場合は、直前の営業日）です。

（単位：円）

区 分		使 用 料			
		（無料時）		（有料時）	
		全 日	時間外[1時間]	全 日	時間外[1時間]
展 示 室	A	18,100	2,500	21,720	3,000
	B	18,100	2,500	21,720	3,000
	C	18,100	2,500	21,720	3,000
	D	18,900	2,700	22,680	3,240
	E	11,700	1,600	14,040	1,920
	F	11,900	1,600	14,280	1,920
	G	29,700	4,200	35,640	5,040
	(1/2)	(14,800)	(2,000)	(17,760)	(2,400)
	H	13,600	1,800	16,320	2,160
	I	13,900	1,900	16,680	2,280
J	12,600	1,700	15,120	2,040	
(1/2)	(6,100)	(800)	(7,320)	(960)	
合 計		166,600	23,000	199,920	27,600
審 査 保 管 室	1(1/2)	6,700 (3,300)	900 (400)	8,040 (3,960)	1,080 (480)
	2(1/2)	5,700 (2,800)	800 (300)	6,840 (3,360)	960 (360)

（注）全日料金：午前10時から午後6時（金曜日は午後8時）までの料金  
 時間外料金：午後6時（金曜日は午後8時）以後の1時間ごとの料金

## 5 利用時間等

### (1) 利用時間

午前10時から午後6時（金曜日は午後8時）まで

### (2) 休館日

- ア 毎週月曜日（この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- イ 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- ウ その他設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

### (3) その他

利用時間以外で、ギャラリーの展示室、附属設備等の利用できるのは次のとおりです。

- ア 搬入・搬出の指定日（休館日）において、美術館企画業務課が指定した時間
- イ 利用時間の前後30分以内で、利用の円滑化を図るため、美術館企画業務課が特に必要と認めた時間

### (4) 時間外利用

上記以外に、搬入・搬出、展示等のため、やむを得ず利用時間を超えて、展示室、審査保管室を利用しようとする場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。その場合、時間外使用料が必要です。

## 6 審査保管室の利用

- (1) 作品の審査、保管等のため、審査保管室（2室）が利用できます。1室の2分の1の利用も可能です。
- (2) 審査保管室の利用は、当該利用期間の展示室の利用許可を受けた者を優先します。
- (3) 審査保管室の利用期間、利用できる室は、展示室利用者の希望にもとづき、美術館企画業務課で調整を行います。調整後、審査保管室の利用許可申請書を提出していただきます。

## 7 事前打合せ・広報

### (1) 事前打合せ

利用許可を受けた方又は利用責任者は、美術館企画業務課の指定する日に来館のうえ、事前打合せを行っていただきます。打合せ時の注意事項は、必ず関係者に周知してください。

なお、問合せ等で、美術館企画業務課に連絡をする場合は、必ず利用許可を受けた方又は利用責任者を通じて行ってください。

### (2) 広報

展覧会の広報をする場合や募集要項を作成する場合は、会場を「愛知県美術館ギャラリー（愛知芸術文化センター8階）」としてください。また、展覧会の開催時間、搬入日時等の記載に当たっては、あらかじめ美術館企画業務課と打合せを行ってください。



## 8 搬入・搬出

### (1) 搬入・搬出の時間

原則として、搬入・展示作業は、休館日の午後1時から午後6時までの間に、搬出・撤去作業は、休館日の午前9時30分から午後0時30分までの間に行ってください。

ただし、審査保管室を利用する場合、展覧会の規模等の事情から、この時間内で作業ができないと美術館企画業務課が判断した場合は、別の日時に行っていただくこともあります。

#### <日曜搬出について>

愛知県美術館ギャラリーの催し物については、美術館の開館時間中（午前10時～午後6時[ただし、金曜日は午後8時]）は、展覧会を開催することとしています。

また、搬出については、展覧会最終日の翌日の午前9時30分から午後0時30分までの間が指定の搬出時間となっています。

ただし、主催者の都合により、日曜搬出（日曜日以外の最終日搬出を含む。）を行う場合は、下記の条件のもとに、午後4時以降の搬出を認めます。作業開始（搬入口、バックヤードでの作業を含む）は、午後4時以降午後6時までの間で主催者が希望し、他の展覧会に影響のない時間からとします。

#### 記

- 1 展覧会のポスター、案内ハガキ、前売券などの印刷物、新聞等での広報に、日曜日（又は展覧会最終日）の開催時間が明示されていること。

例：火曜日～土曜日 午前10時～午後6時（金曜日は午後8時まで）

ただし、入場は閉館の30分前まで。

日曜日（最終日）は午後4時まで閉館。

- 2 同時開催中の他の展覧会の主催者及び展示室、ロビー、廊下にいる鑑賞者に対し、搬出作業の騒音等の迷惑がかからないこと。

※ 搬出経路にロビー、廊下が含まれる展覧会は、他の展覧会が終了するまで搬出作業を開始できません。ただし他の展覧会的主催者が了承した場合のみ、午後5時から搬出作業を開始できます。

- 3 かけこみの来場者にも柔軟に対応するため、展覧会の終了時間まで入場を断らないこと。従って、その来場者が展覧会を見終わるまでは、搬出作業を開始しないこと。

- 4 作品の搬出にあたっては、必ず1階搬入口B及び地下5階駐車場内搬入口Fから退出することとし、8階の正面玄関からは退出しないこと。

- 5 午後6時を超えて搬出する場合は、時間外利用となります。「愛知県美術館展示室時間外利用承認願」を提出の上、時間外使用料を納入してください。

### (2) 搬入・搬出の方法

作品は、できるかぎり集約し、トラック等で一括して搬入・搬出を行ってください。

#### <搬出入の際の入館方法について>

当センター錦通沿い1階東側搬入口へ直接来ていただき、「愛知県美術館展示室利用許可書」原本（コピー不可）を守衛へ呈示してください。美術館で承認を受けた搬出入証は搬入出作業前に作業者全員の目立ち安い場所に着けさせてください。

また、以下については、10階企画業務課まで受け取りに来てください。

ア 搬出入当日の駐車利用券

受け取りの際は、駐車整理票（駐車場入庫の際に発券）をまとめていただき、作業終了間際に利用者氏名を記入してご持参ください。

イ 駐車利用券引換証（展覧会期間中有効）

ウ 展覧会報告書

エ カウンター（必要な場合）

なお、控え室の鍵は、搬出入日及び展覧会期間中とも、地下1階防災センターで受領してください。

#### (3) 作業者への説明、搬入・搬出証の着用

利用責任者は、搬入・搬出の作業を始める前に、事前打合せの際の注意事項を、作業者全員に説明してから作業を開始してください。

また、搬入・搬出関係者は全員入館前に搬入搬出証を付けて作業を行ってください。

#### (4) 特殊展示について

展示室等に、特別の設備、電源を使用する等の特殊な作品、特設の看板を設置しようとする場合は、事前に美術館企画業務課と協議をし、承認を得たうえで行ってください。

なお、電源を使用する場合は、電気使用料を負担していただきます。

#### (5) その他の注意事項

ア 美術館ギャラリー内で、作品の制作（作品の設置は除く）を行ったり、飲食をしないでください。

イ 美術館ギャラリー内での喫煙、火気使用は絶対に行わないでください。

ウ 備品を使用する場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。備品は搬出の際、所定の位置に返却し、警備員の確認を受けてください。

エ 電源を使用して、展示作品を撮影しようとする場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。なお、電源を使用する場合は、電気使用料を負担していただきます。

オ 看板は、原則として美術館企画業務課の指定する仕様のもので、指定された場所に掲出していただきます。

カ 梱包材は、必ず持ち帰ってください。

キ その他係員の指示に従って作業を行ってください。

## 9 展覧会の開催

### (1) 展覧会の開催時間

原則として、美術館の利用時間としてください。

## (2) 会場利用の責任者

ア 展覧会期間中の受付当番者は、毎日午前9時30分までに8階ギャラリーロビーに集合してください。NHK放送センタービルとの間にあるスロープを下り、地下1階守衛室で入館証を、防災センターで主催者控室の鍵を受け取ったのち、業務用エレベーターで8階へ上ってください。この時間は、8階ギャラリー開館時間の前ですので、この方法でしか集合できません。

イ 受付当番者は、毎日の開閉館時には必ず、警備員による開錠に立会していただくこととなっております。

ウ 入館証は、終日胸付近につけておいてください。途中で受付当番を交代するような場合は、後任者に引き継ぎ、毎日終了時には必ず守衛室に返却してください。

エ 控室の鍵は火気点検票とともに毎日防災センターへ返却してください。

オ 駐車利用券引換証は、開催期間（搬出入を除く。）の使用に限ります。責任者は数量チェックを含めてその保管を厳重にしてください。

カ 最終日に、駐車利用券引換証の残券、封筒、展覧会報告書、カウンターを返却してください。

## (3) 受付、監視等の要員

チケット販売、受付、展示室の監視等の要員は、主催者の責任において配置してください。

## (4) 附属設備の利用

主催者控室、チケット売場、アートショップの使用を希望する場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。また会期中は、主催者が責任をもって管理してください。

## (5) 生花による装飾

美術館内に、生花等を飾ることは、開会式の際であってもできません。

## (6) 物品の販売

商品の販売を前提とする展示はできません。

なお、展覧会の図録、絵はがき等の物品を販売しようとするときは、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。

## (7) 資料、展覧会報告書の提出

展覧会のために作成した図録を美術館企画業務課へ提出していただければ、当センターアートライブラリーで保管し、閲覧に供させていただきます。また展覧会終了時に、展覧会報告書を美術館企画業務課へ提出してください。

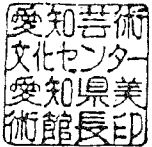
## 1 0 利用者の義務、許可の取消し等

- (1) やむを得ない理由によって、利用許可を受けている展示室、審査保管室の利用の取消しを希望する場合は、展示室利用取消承認申請書に展示室利用許可書を添えて提出し、美術館長の承認を受けてください。
- (2) 美術館ギャラリーの利用に際しては、許可条件及び美術館企画業務課の指示に従うとともに、美術館ギャラリーの秩序を乱すような行為を行わないでください。
- (3) 前記に違反したときは、美術館長は利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがあります。この場合、すでに納付された使用料は返還しません。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるときは、美術館長はその利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがあります。
- (5) 美術館ギャラリーの施設や設備、備品等をき損、汚損又は紛失したときは、速やかに美術館企画業務課に申し出てください。利用者の費用負担で修繕等を行い、原状に復していただきます。
- (6) 鑑賞者及び他の利用者（主催者）に迷惑をかけないように十分に配慮してください。
- (7) 震災及び火災等の災害時には、主催者の皆様には鑑賞者を安全に避難誘導していただきますようお願いいたします。  
これは、特に法律等で定められた義務ではありませんが、鑑賞者に対する主催者の責務として、センターの職員が駆けつけるまで、また、職員が到着してからは職員と協力して、自主的に鑑賞者の避難誘導の任に当たっていただくものです。  
避難経路を確認のうえ、避難誘導の責務を常に念頭に留めておいてくださるようお願いいたします。

## 1 1 免責事項

美術館ギャラリーの利用にあたり、盗難・紛失・汚損破損・不測の事故等により、利用者及び鑑賞者に損害が生じた場合、当美術館はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 愛知県美術館展示室利用許可書

申請者	住所	(〒461-8525) 名古屋市東区東桜1-13-2		
	氏名 (名称及び 代表者氏名)	あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大村秀章 電話番号 052-971-6127		
催物の名称		あいちトリエンナーレ2019		
利用する展示室		A B C D E F G H I J		
利用期間		平成31年7月23日(火)から平成31年10月20日(日) 年 月 日( )から 年 月 日( )		
利用責任者		(〒461-8525) 住所 名古屋市東区東桜1-13-2 氏名 あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大村秀章 電話番号 052-971-6127		
催物の内容				
展示作品の種類 及び点数		洋画 点 日本画 点 彫刻 点 書 点 写真 点 工芸 点 デザイン 点 映像 点 版画 点 その他 50 点		
使用料		15,593,760円(入場料等有料時)	納入期限	平成31年7月12日
許可の条件		<ol style="list-style-type: none"> <li>「利用者の手引き」に記載させている利用上の注意事項を遵守するとともに、作品の出品者、展覧会事務従事者等関係者に、関係事項の周知徹底を図ること。</li> <li>展示作品、その他美術館への搬入品に事故があっても、当館は責任を負わない。</li> <li>天災地変その他非常の事態が発生し、又は発生の恐れがあり、催物の中止の命令又は勧告がなされた場合、当館は、それにより主催者に生じた損害については賠償の責任を負わない。 この場合、当館の命令又は勧告に従わなかったことにより入場者に生じた損害についても、同様とする。</li> </ol>		
平成30年11月20日		愛知県美術館長		

今後の検証委員会の進め方について（副座長素案）

上山信一

2019年8月16日

- 1、今後はワーキングチームを設け、事務局の協力のもと資料の収集分析、関係者、有識者へのヒアリングを行う
  - ―企画提案から意思決定、実施準備、実際の展示に至るまでの経緯と事実関係の整理
  - ―契約書、規約・規則、議事録等の文献の収集と分析
  - ―実行委員会関係者、県庁関係者（含む会場関係者）外部の作家、キュレーター等へのヒアリング
  - ワーキングチームの作業は委員全員が分担して作業し、9月下旬を目途に1回目の経過報告をする（第2回委員会）
  
- 2、1でわかった事実関係を広く情報公開したうえで広く県民、作家、キュレーターや識者に「あるべき姿」について公開で討議いただき、それを手掛かりに提言をまとめる
  - ―例えば、トリエンナーレの臨時プログラムとして「表現の自由に関する公開フォーラム（仮称）」を開催してはどうか？
    - ・検証委員会が開催をサポート
    - ・出展作家のほかキュレーター等に意見を聞く
    - ・表現の自由を巡る内外の実態を広く共有する（法律、事例、考えの幅の広さ）
  - ―今回の「不自由展」の是非、やり方、課題等について賛否両論を含めて自由に討議
  - 9月中を目途に開催が望ましい

## 「あいちトリエンナーレ 2019」これまでの経緯

月 日	内 容
7月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝刊に「平和の少女像」展示の報道。トリエンナーレ実行委員会事務局（以下、「事務局」）への抗議電話が始まる。</li> <li>・午後には事務局の電話回線がパンク状態に。</li> <li>・文化庁がオープニング・レセプションを急遽欠席。</li> </ul>
8月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局へ抗議電話が殺到(200件)、他業務が行えない状況に。</li> <li>・職員個人が中傷される事案が相次ぐ。</li> </ul>
8月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝、ガソリンテロを予告する脅迫FAXを発見。東警察署へ通報。</li> <li>・名古屋市長が会場視察。「表現の不自由展・その後」の展示中止を求め。</li> <li>・県庁など他機関へも抗議電話が殺到。本庁にコールセンター設置。</li> <li>・津田芸術監督が、「展示の変更も含め、何らかの対処を行うことを考えている」とのステートメントを発出。</li> </ul>
8月3日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大村知事(実行委員会会長)と津田芸術監督は、安全性が確保できず、円滑な運営ができないことから「表現の不自由展・その後」の展示を3日までとすることで合意。</li> <li>・午後5時から大村知事が記者会見。引き続き津田芸術監督が会見。</li> </ul>
8月4日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁に経緯を説明</li> </ul>
8月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝、愛知芸術文化センターや県内の小中学校、高校、幼稚園にガソリンテロを予告するメールが届く。</li> </ul>
8月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月2日の脅迫FAXに対する被害届を東警察署に提出。</li> <li>・作家2名の展示が、作家の意向により中止となる。</li> <li>・参加アーティスト72組が声明を発表。</li> <li>・「表現の不自由展・その後」実行委員会から公開質問状。</li> </ul>
8月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知芸術文化センター内でガソリンだと叫びながら液体を撒いて暴れた男を警察が現行犯逮捕。</li> <li>・脅迫FAXの容疑者を逮捕。</li> </ul>
8月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が、第三者委員会「あいちトリエンナーレあり方検証委員会」を8月16日(金)に立ち上げると発表。</li> </ul>
8月10日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「表現の不自由展・その後」の展示中止に抗議して、海外作家が自身の展示を閉鎖。</li> </ul>
8月12日 (月・祝)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁及び芸術文化センター周辺でピラが掲示。</li> <li>・アーティスト主催の意見交換会が開かれ、参加アーティストと津田芸術監督が意見交換。</li> </ul>
8月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外作家9名が展示作品の一時的な停止を決めた公開書簡が国内外のメディアで報道される。</li> <li>・脅迫メールに対する被害届を東警察署に提出。</li> </ul>